令和８年（2026年）６月19日（金曜日）

第　２　号

令和８年第２回北海道議会定例会会議録

第　２　号

令和８年（2026年）６月19日（金曜日）

議事日程　第２号

６月19日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

出　席　議　員（97人）

議　　長	100番	伊　藤　条　一　君
副 議 長	82番	梶　谷　大　志　君
	１番	山　崎　真由美　君
	２番	岡　田　　遼　君
	３番	小　林　千代美　君
	４番	清　水　敬　弘　君
	５番	板　谷　よしひさ　君
	６番	伊　東　尚　悟　君
	７番	今　津　寛　史　君
	８番	木　下　雅　之　君
	９番	黒　田　栄　継　君
	10番	小　林　雄　志　君
	11番	髙　田　真　次　君
	12番	武　市　尚　子　君
	13番	千　葉　真　裕　君
	15番	鶴　羽　芳代子　君
	16番	戸　田　安　彦　君
	17番	早　坂　貴　敏　君
	18番	藤　井　辰　吉　君
	19番	前　田　一　男　君
	20番	水　間　健　太　君
	21番	鈴　木　仁　志　君
	22番	田　中　勝　一　君
	23番	石　川　さわ子　君
	24番	海　野　真　樹　君
	25番	丸　山　はるみ　君
	26番	中　村　　守　君
	27番	寺　島　信　寿　君
	28番	水　口　典　一　君
	29番	川　澄　宗之介　君
	30番	木　葉　　淳　君
	31番	小　泉　真　志　君
	32番	鈴　木　一　磨　君
	33番	武　田　浩　光　君
	34番	渕　上　綾　子　君
	35番	宮　崎　アカネ　君
	36番	山　根　まさひろ　君
	37番	和　田　敬　太　君
	38番	植　村　真　美　君
	39番	佐々木　大　介　君
	40番	滝　口　直　人　君
	41番	林　　祐　作　君
	42番	檜　垣　尚　子　君
	43番	宮　下　准　一　君
	44番	村　田　光　成　君
	45番	渡　邊　靖　司　君
	46番	浅　野　貴　博　君
	47番	安　住　太　伸　君
	48番	内　田　尊　之　君
	49番	大　越　農　子　君

50番　太田憲之君
51番　桐木茂雄君
52番　久保秋雄太君
53番　佐藤禎洋君
54番　清水拓也君
55番　千葉英也君
56番　道見泰憲君
57番　船橋賢二君
58番　丸岩浩二君
59番　中野秀敏君
60番　池端英昭君
61番　菅原和忠君
62番　中川浩利君
63番　畠山みのり君
64番　沖田清志君
65番　笹田浩君
66番　白川祥二君
67番　新沼透君
68番　阿知良寛美君
69番　田中英樹君
70番　中野渡志穂君
72番　真下紀子君
73番　荒当聖吾君
74番　森成之君
75番　赤根広介君
76番　佐藤伸弥君
77番　池本柳次君
78番　滝口信喜君
79番　松山丈史君
80番　市橋修治君
81番　稲村久男君
84番　広田まゆみ君
85番　高橋亨君
86番　平出陽子君
87番　花崎勝君
88番　三好雅君
89番　村木中君
90番　吉田祐樹君
91番　田中芳憲君
92番　冨原亮君
93番　松浦宗信君
94番　中司哲雄君
95番　藤沢澄雄君
96番　村田憲俊君
97番　吉田正人君
98番　喜多龍一君
99番　髙橋文明君

欠員（３人）
14番
71番
83番

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
総務部長兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部イノベーション推進監	笠井敦史君
総合政策部長兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君

経済部長	水口伸生君
経済部次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
水産林務部長	野村博明君
建設部長	関　俊一君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君

教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君

警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
地域部長	香西伸彦君
総務部参事官兼総務課長	下里敬輔君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．監査委員から、監査の結果について報告がありました。

１．人事委員会委員長から、議案第３号、第８号及び第９号について意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

１．本日の会議録署名議員は、

赤根広介　議員
佐藤伸弥　議員
池本柳次　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号

（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号を議題とし、これに関す

る質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐々木大介君。

○39番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

自民党・道民会議、佐々木大介です。

自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、中東情勢への対応についてであります。

中東地域の情勢をめぐっては、米国及びイランが戦闘終結に向けた覚書に正式に署名したとの報道があり、事態収束に向けた動きが見られますが、ホルムズ海峡の航行の安全確保や原油価格への影響など、なお先行きは見通しにくい状況にあります。国においても、燃料油価格の激変緩和をはじめ、原油の安定供給に向けた取組が進められているところであります。

本道は、広域分散で、離島を有し、積雪寒冷という地域特性から、他地域に比べて石油燃料への依存が高く、冬季の暖房に欠かせない灯油の安定確保への不安を含め、原油価格や燃料供給の不安定化は、道民生活や地域経済に直結する重要な課題であります。

さらに、石油由来の化学製品を原材料とする建材、塗料、シンナー、オイルなどについて、供給の目詰まりや価格上昇が生じており、塗装関係団体からも、硬化剤やシーラーなどの不足による工事への影響を懸念する声が示されるなど、道内でも、住宅建設の工期遅れ、自動車整備の作業遅延、中小事業者の収益圧迫といった具体的な影響が生じ始めています。

こうした影響は、建設業や運輸業、製造業にとどまらず、本道の基幹産業である１次産業や観光関連産業、さらには医療、福祉など、道民生活を支える幅広い分野に及ぶおそれがあります。

こうした中、我が会派としても、先日、知事に対し、中東情勢の緊迫化による影響の緩和に向け、地域の実情に応じた実効性ある施策を速やかに具体化し、実行するよう申し入れたところであり、道には、国や関係機関と連携をしながら、迅速かつ的確な対応が求められます。

知事は、中東情勢の緊迫化に伴う道内への影響について、どのように認識をし、道民生活と地域経済を守るため、今後どのように対応していく考えなのか、所見を伺います。

次に、知事公館・近代美術館エリアの活用についてであります。

知事公館・近代美術館エリアは、札幌の中心部にありながら、豊かな自然や歴史、文化、芸術に触れることができる貴重な場所であります。

道では、令和７年３月にエリア活用構想を策定し、道民の皆様に親しまれ、誇りに感じていただける魅力あふれる場所とすることを位置づけており、さきの第１回定例会では、エリア全体や各施設の活用に向けた検討状況などについて、我が会派において確認したところであります。

本エリアには、優れた芸術に触れることができる近代美術館や三岸好太郎美術館、重要な会議に活用されてきた知事公館、豊かな自然環境が残された緑地など、特徴ある施設が存在しており、その活用に向けては幅広いテーマについて考え方を整理していく必要があります。

このエリアをこれからも道民の貴重な財産として未来に引き継いでいくためには、エリア全体

の将来像をしっかりと見据えながら、エリア内の施設の整備を進めていくことが重要と考えます。

エリアの全体像を踏まえた知事公館、近代美術館の整備、活用について、いつまでに、どのように取り組んでいくのか、知事及び教育長に伺います。

議長、休憩をよろしいですか。時間が表示されていません。

○議長伊藤条一君　このまま暫時休憩いたします。

午前10時７分休憩

午前10時11分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

○39番佐々木大介君（登壇）機材トラブルによりまして、大変、皆様にお待たせをいたしました。

引き続き、質問を続けてまいります。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度は、平成18年度の導入以来、20年が経過しており、施設の老朽化をはじめ、人手不足や物価高騰など、指定管理者を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、令和９年度には、指定管理者制度を導入している39施設のうち、32施設が一斉に更新を迎えることから、道では、施設の持続的、安定的な運営に向け、施設の魅力向上に資する提案への加点措置など、制度の見直しを行ったところであり、そのような状況の中、先般、道立スポーツ施設等の指定管理への参画を民間事業者が検討しているとの報道もあったところであります。

道は、今定例会に指定管理施設の債務負担行為限度額設定の議案を提出しており、議決後には公募手続を進めていくものと考えますが、今後、民間事業者の新規参入を一層促進し、競争性を確保するためには、利用者に選ばれる施設となるよう不断に取り組むことが重要であります。

道は、指定管理者制度の安定的な運用にどのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、交通政策についてであります。

交通政策を取り巻く諸課題が山積する中、今年度は、多くの道民にとって関心の高いＪＲの黄線区問題に関する地域との協議が本格化するものと認識をしております。

この問題には、我が会派のみならず、道議会全体として長く向き合ってきたところでありますが、先般、４月15日には、ＪＲが、地域協議の前提となる、黄８線区を維持する仕組みの構築に向けた当社の考えを公表し、その中で、黄線区の現状について、地域の関係者と一体となって利用促進、コスト削減の取組を進めてきたが、抜本的な改善方策には至らなかったとの否定的とも見られる考え方も明記した上で、上下分離方式の検討を含む四つの項目を中心に、地域と協議を

開始したいとの考えを示しました。

これを受けて、地域からは、具体的な協議に臨む前から困惑の声が上がるのと同時に、協議入りを目指していたＪＲ北海道からさえも、上下分離方式について議論するのは時期尚早との発言もあるなど、地域との協議は何ら進展が見られない状況にあります。

国からの監督命令により、ＪＲ北海道は今年度中に抜本的改善方策を取りまとめることが求められていますが、知事は、このたびのＪＲの発表をどのように受け止め、今なお協議が開始されていない現状を踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、所見を伺います。

次に、北朝鮮による日本人拉致問題についてであります。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権と国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、決して風化させてはならない課題でもあります。

しかしながら、平成14年10月に５名の拉致被害者が帰国してから既に23年が経過した今も、政府が認定する17名の拉致被害者のうち、12名の帰国は実現をしておりません。北海道関係では、札幌市出身の石岡亨さんが認定されているほか、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者も多数おられます。

こうした中、先月30日に東京都内で開かれた国民大集会では、被害者家族から、全拉致被害者の即時一括帰国を求める切実な訴えがありました。また、高市総理は、金正恩総書記との首脳会談をはじめ、あらゆる選択肢を排除せず、突破口を開き、拉致問題を解決するとの決意を示したところであります。

被害者御本人と御家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予もありません。解決に向けた外交交渉は国が責任を持って進めるべきものでありますが、これを後押しする国民の理解と関心を地域から広げていくことは重要な取組であります。この問題を決して風化させることなく、道民一人一人が自分事として受け止め、解決を求める声を広げていくため、広く関係者と連携し、道民世論の喚起に向けた取組を一層進めていく必要があります。

知事は、北朝鮮による拉致問題をどのように受け止め、また、拉致問題の一日も早い解決に向け、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、ヒグマ対策に関し、まず、ヒグマ対策の取組拡大についてであります。

全国的な熊の市街地等への出没による人的被害の拡大を受けて、国は、昨年11月に策定されたクマ被害対策パッケージに基づく施策の推進を図るため、本年３月にはクマ被害対策ロードマップを取りまとめ、ブロックごとの暫定的な捕獲目標数や、捕獲作業等に従事する自治体職員数などの目標を掲げるとともに、緊急時の対応体制の整備やゾーニング管理計画の作成支援、人材確保・育成など、年度ごとに進捗状況を把握しながら、計画的に取組を進めるとしています。

本道においては、昨年１年間で許可捕獲によるヒグマの捕獲数は、速報値では2139頭となっており、過去最多となる見込みです。道では、今年２月から５月にかけて春期管理捕獲に取り組み、昨年を上回る57市町村が参加していますが、依然として自治体間で取組に差が見られるところであります。

今年度も、市街地など人の生活圏へのヒグマの出没が各地で相次いでいますが、効果的な注意喚起はもとより、人とヒグマの空間的なすみ分けを行うゾーニング管理の推進、さらには、春期管理捕獲の取組拡大など、本道のヒグマ対策にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、地域対応力の強化についてであります。

今年度、道では、ガバメントハンターを３名任用するほか、国の交付金を活用しながら、地域の捕獲体制の充実にも取り組んでいくとしています。一部の市町村からは捕獲従事者の確保は難しいとの声も聞こえており、捕獲体制の充実は喫緊の課題と考えます。

警察や猟友会等と連携した緊急銃猟に対応できる体制の構築や、道のガバメントハンターの任用、さらには、捕獲従事者の中長期的な確保育成に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、ヒグマ駆除対応プロジェクトチームについてであります。

近年、本道では、ヒグマの市街地やその周辺への出没が相次ぎ、地域住民の日常生活に大きな不安を与えています。道民の命を守る観点から、道警をはじめ、関係機関が一体となった実効性ある対策が強く求められています。

昨年の第４回定例会における我が会派の代表格質問に対し、警察本部長からは、市街地出没時の情報発信や交通規制、住民避難誘導、関係機関との共同訓練などを進め、人身被害の防止を図るとともに、警察庁通達を踏まえ、駆除に対応する体制や運用について検討している旨の答弁がありました。

こうした中、道警では、５月25日から、警察官がライフル銃を使用してヒグマの駆除に当たるヒグマ駆除対応プロジェクトチームの運用を開始することとなりました。同チームは、緊急銃猟ができない場合の追加的かつ緊急的な対応として、安全確保措置を講じた上で駆除に当たるものとされております。

もとより、ヒグマ対策は、駆除のみで完結するものではなく、早期の情報共有、住民避難、交通規制、現場の安全確保、市町村や猟友会、道など関係機関との連携など、平時からの備えと現場での的確な判断が不可欠であります。今回の新たな体制をこれまでの取組と結びつけ、実効性ある対策へと高めていく必要があります。

このような新たな体制を踏まえ、道民の安全、安心を確保するため、今後、ヒグマによる人身被害の防止に向けた対策をどのように進めていくのか、警察本部長の所見を伺います。

次に、エゾシカ対策についてであります。

エゾシカによる農林業被害の増加に加え、令和７年の交通事故発生件数は約6700件、また、ＪＲ北海道によると、令和７年度の列車と鹿の衝突は約3500件と、いずれも過去最多となる深刻な状況にあります。

さきの第１回定例会の我が会派の代表質問では、令和６年１月から３年間にわたる緊急対策期間の最終年を迎え、抜本的な取組の強化を求め、知事からは、市町村の計画捕獲数の上積みや狩

猟期間の延長、越冬期の集中捕獲実施箇所の拡大に加え、国と共同した鳥獣被害対策タスクフォースによる捕獲強化などに取り組むとの答弁がありました。

令和６年度の捕獲数は、18万5000頭の目標に対し、15万8000頭と目標達成率は85％、このうち、低減効果が高い雌の捕獲割合は、60％の目標に対し、55％にとどまっており、令和７年度の捕獲数については集計中とのことですが、交通事故などの増加を踏まえると、生息数を減少させるほどの大幅な増加は見込めないものと考えます。捕獲目標に対する達成率には地域間でも差が見られることから、これまでの取組を検証し、国や市町村と連携した対策を一層強化することが必要と考えます。

緊急対策期間も残るところ半年余りとなりましたが、道としては、目標達成に向け、捕獲個体の有効活用も含め、より実効性あるエゾシカ対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、新たな地域医療構想についてであります。

国においては、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を見据え、全ての地域、世代の患者が、適切に医療、介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に医療従事者も持続可能な働き方を確保できるよう、新たな地域医療構想を策定し、入院、外来、在宅医療、介護との連携、人材確保を含め、あるべき医療提供体制を構築するとされています。

国の地域医療構想及び医療計画等に関する検討会の取りまとめでは、医療機関機能の新設や病床機能報告、構想区域の見直しの考え方などが示され、策定時期については、2040年に向けて、中心的に取り組む課題を設定し、取組の方向性について2028年度中までに決定するとされています。

本道は、人口減少や高齢化が全国を上回るスピードで進行している地域も多く、医師や看護師など医療従事者の確保が難しくなる中、将来にわたり、地域医療をどのように維持していくかが大きな課題となっています。

新たな構想策定ガイドラインはいまだ出されていませんが、この新たな構想は、今後の道内における必要な医療提供体制を構築していく上で重要な取組であり、速やかに対応すべきと考えますが、道は、この構想策定に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、子ども政策の推進についてであります。

国が先日公表した2025年人口動態統計では、本道の合計特殊出生率は1.00と過去最低で、全国の1.14と比較し、依然、低い状況が続いており、全国を上回るスピードで進行している少子化をはじめ、貧困、いじめや児童虐待など、本道の子どもを取り巻く環境は深刻さを増しています。

こうした様々な課題の解決に向けた取組を推進するため、道は、昨年４月、北海道こども基本条例を施行するとともに、北海道こども計画をスタートさせ、子ども施策を総合的かつ一体的に進めています。

さきの第１回定例会の我が会派の代表質問に対し、知事は、今年度、プレコンセプションケアの普及啓発や、こども誰でも通園制度の運営支援など、子ども施策を推進していくと答弁されて

いますが、こども計画の目標達成に向け、困難な状況にある子どもたちや子育て家庭への支援など、ライフステージに応じた実効性のある取組を進めるためには、同じ方向を向いて全庁で取り組むことが必要であります。

これまでも議会議論してきたとおり、本道の子どもたちが将来にわたって健やかに成長できる社会の実現のためには、子ども担当部局だけではなく、全庁を挙げて一層強力に施策を進めるべきと考えますが、知事は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、地域未来戦略についてであります。

国では、地方が持つ伸び代を生かし、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術、ビジネスの創出や、地場産業の付加価値向上、販路開拓を強力に支援するため、地域未来戦略の検討を進めています。

こうした中、先般、北海道経済産業局は、道内の産業界や自治体などとともに、北海道における戦略産業クラスター計画の素案を作成、公表しました。この素案では、半導体・ＡＩ、ＧＸ・洋上風力、宇宙、食・観光の四つの分野で産業クラスターの形成を目指し、インフラ整備、人材確保・育成、規制緩和等と一体となった投資促進を行うこととされています。また、これら各分野では、関連企業の集積や研究開発、人材確保・育成、交通、物流、エネルギーなどのインフラ整備を進め、地域経済への波及効果を高めていくことが重要であります。

本道は、ラピダスの立地を契機に、本道の強みを生かした産業集積を進める大きな好機を迎えています。一方で、その実現には、産業を支える基盤整備が不可欠であります。とりわけ、新千歳空港へのアクセス改善については、道としても国に要望しているところであり、本道の国際競争力や観光、半導体関連産業の集積を支える重要なインフラとして、国が今後策定する計画に反映されるよう取り組む必要があると考えます。

今回公表された素案を踏まえ、国の計画への反映に向け、道として今後どのように取り組む考えなのか、また、知事主導で策定することとされている地域産業成長プランについて、どのような考え方で検討を進めるのか、知事の所見を伺います。

次に、統合型リゾートについてであります。

道では、本年１月から、ＩＲに関する有識者懇談会での議論を開始し、さきの第１回定例会において、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向けた中間整理の報告があり、我が会派の同僚議員の質問に対し、知事からは、本年秋を目途に、ＩＲに関する基本的な考え方の成案を示すとの答弁があったところです。

４月以降の有識者懇談会では、経済界から、ＩＲ誘致に向け、検討をさらに積極的に進めるべきとの意見が出される一方、依存症の専門家からは、ギャンブル等依存症について、現時点での依存症対策の充実等が必要とされる中で、ＩＲに設置されるカジノへの懸念が示されています。

また、ＩＲ誘致の推進やカジノへの懸念という意見だけではなく、委員や特別委員からは、ＩＲが、地域課題の解決など道民にプラスになるものでなければならない、カジノ以外の中核施設の事業性が重要、ＩＲ整備に当たっては市町村のまちづくりとの整合性が必要といった幅広い意

見が出されています。

道としては、このような有識者懇談会で示された意見を受けて、どのような観点で、このたびの改訂素案を取りまとめられたのか、所見を伺います。

また、次期定例会への基本的な考え方の成案の取りまとめに向け、限られた時間の中で、有識者懇談会の開催をはじめ、様々な関係者と議論を深めていく必要があると考えますが、道においてはどのように検討を進めていく考えなのか、併せて所見を伺います。

次に、観光振興についてであります。

道は、本年４月から宿泊税制度を開始し、５月から６月にかけて、道内の市町村及び観光関連事業者を対象に、宿泊税活用事業などに関する地域意見交換会を実施してきたところであります。また、令和８年度施策として、観光地づくり加速化補助事業費や地域観光振興事業費などを掲げ、地域の取組支援を進めることとしています。

一方、市町村においては、道の支援制度に呼応し、市町村負担分の予算措置や、上乗せ、補完的な支援を検討したいとの意向もありますが、補助対象や対象経費、補助率、採択要件、スケジュールなど、具体的な制度内容が十分に示されておらず、事業設計を進めにくいとの声も聞かれています。

また、宿泊税については、税を負担される宿泊者、徴収事務を担う宿泊事業者はもとより、広く道民の方々に対し、どのような事業に活用されているのか分かりやすく示すことが求められます。

道と市町村がそれぞれの役割を踏まえ、効果的に施策を展開していくためには、制度の内容やスケジュールを早期に共有し、市町村が見通しを持って取り組める環境を整えていくことが重要であり、宿泊税を活用した事業や取組内容について、関係者や道民の方々の理解を深めていくことも必要であります。

道は、宿泊税を活用した支援制度の具体的な内容について、市町村が地域の実情に応じた事業を円滑に構築できるよう、今後、どのように示し、支援していく考えなのか伺うとともに、宿泊税を活用した事業や取組内容を関係者や道民の方々にどのように分かりやすく示していく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、下水道施設の維持管理についてであります。

下水道は、道民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、管路の破損は、道路陥没などを通じて、住民生活や交通、産業活動に深刻な影響を及ぼしかねません。

令和７年１月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、国土交通省は、古く大規模な下水道管路を対象に全国特別重点調査を実施し、全国で対策が必要な管路は748キロメートルに及ぶと公表しました。

本道においても、原則１年以内に速やかな対策が必要な緊急度Ⅰが1.8キロメートル、応急措置を行った上で５年以内に対策が必要な緊急度Ⅱが6.9キロメートル確認されています。また、道管理施設においても、緊急度Ⅰが170メートル、緊急度Ⅱが318メートル確認されており、道

は、点検頻度を高めるとともに、対策工事の発注や設計着手を進めるとしています。

一方、市町村においては、技術職員の不足や財政負担の大きさから、調査、判定や対策工事を計画どおり進めることが難しい場合も想定されます。道管理分で調査を終えていない管路や、市町村分で未判定となっている管路の把握も含め、リスクを早期に確認し、必要な対策につなげていくことが重要であります。

知事は、今回確認された要対策箇所への対応や、市町村への支援をどのように進めるのか、また、今後も老朽化が進む下水道施設について、計画的な維持管理をどのように進めていく考えなのか、所見を伺います。

次に、米政策についてであります。

国民の主食である米をめぐる情勢は、令和６年夏以降の米不足による価格高騰をきっかけに刻々と変化しています。国は、米価高騰による消費者の米離れを防ぐため、緊急的に政府備蓄米を放出したほか、作柄の良否を示す指標が現場実態と乖離しているとの声を踏まえ、収穫量の調査方法や作況指数を見直すとともに、合理的な費用を考慮した適正な価格形成が進むよう、食料システム法に基づき、米のコスト指標を公表したところです。

また、食糧法を改正し、米政策をめぐり、「需要に応じた生産」との文言を明記するとともに、米の供給不足に備え、民間事業者に備蓄米の保有を義務づける民間備蓄の創設や、米流通実態を十分に把握できなかったことを踏まえ、出荷・販売業者に加えて、外食や中食の事業者に対し、在庫量の定期的な報告を求めるなどの対策を講じることとしているほか、令和９年度からの導入を目指す新たな水田政策については、田や畑のフル活用を基本とし、生産性の向上に向けて反収向上等を支援する方向で検討が進められています。

このように、国は、米の需給や価格の安定化に向けた対策を講じていますが、最も重要なことは、こうした対策が十分機能するとともに、生産者の方々が安心し、希望を持って農業に取り組むことができるよう、再生産、再投資が可能となり、また、消費者の方々が納得できる価格水準で流通することが求められます。

道は、こうした米をめぐる情勢や米の需給動向を踏まえつつ、大規模で生産性の高い本道の農業の強みを生かしながら、国が推進する需要に応じた米生産に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、漁業の担い手の確保育成についてであります。

人口減少や産業構造の変化により、幅広い分野で担い手不足が深刻化する中、農林水産省などの統計を見ますと、本道の漁業就業者数は年々減少し、令和６年には約１万9000人余りと、10年間で４割近く減少しており、新規漁業就業者の参入も年間120名ほどと減少傾向にあります。漁業就業者数の減少は、生産基盤の弱体化に加え、漁村地域の活力低下を招くなど、本道経済への影響が懸念されることから、担い手の確保は重要な課題となっています。

本道の新規漁業就業者は、全体のおおむね６割が漁家で生まれ育った子弟となっておりますが、全国の状況を見ると、近年は、生活や仕事に対する価値観の多様化により、就業あるいは転

職の対象として漁業に関心を持たれる方もおり、新規漁業就業者のうち、他の産業から漁業就業された方は、水産白書によると、おおむね７割を占めていると指摘されています。

こうした社会全体の動向を踏まえ、全国の漁業生産量の４分の１を占め、食料の安定供給に大きく貢献している本道の漁業並びに漁村地域が持続的に発展していくため、漁業の担い手となり得る人材の確保育成をどのように進めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、日本海ニシンについてであります。

日本海沿岸のニシンは、かつて、「江差の５月は江戸にもない」と言われるほど、地域に大きな繁栄をもたらしてきた魚でありますが、昭和30年代以降、海洋環境の変化や乱獲などによって漁獲量は著しく減少し、幻の魚と言われるまでの状況となりました。

こうした中、道では、平成８年度から、日本海ニシン資源増大プロジェクトを立ち上げ、資源の増大に向けた取組が進められ、その後、漁獲量は年々増加をし、令和６年には7000トンを超える水揚げとなったところであります。

昨年６月に小樽市で開催された第１回北海道豊かな海づくり大会では、ニシンの稚魚が放流されるなど、地域の栽培漁業を代表する魚となっています。

このように順調に漁獲が伸びてきましたが、今年の漁獲量は、４月末時点の道の速報値で3000トン弱と、令和６年の漁獲を２年連続で下回る状況となっており、漁業者からは、来年以降の漁獲を不安視する声も聞かれています。

ニシンは、日本海地域の春先に貴重な収入をもたらす貴重な魚種であり、今後とも、種苗放流など、資源の増大に向けた取組が必要と考えます。

道としては、日本海ニシンの漁獲量が２年連続下回った要因をどのように認識しているのか伺うとともに、今後、資源の安定化に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、併せて伺います。

次に、教育問題に関し、まず、高校配置の在り方についてであります。

先般、道教委が公表した高校配置計画案では、令和11年度には定員調整や再編整備等は行わないとされていますが、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいる本道では、令和12年から15年までの４年間で中卒者数が約4000人減少すると推計をされています。多くの地域で学級減や再編が避けられない状況が考えられます。一方で、地域にとって、高校は、地域社会のつくり手となる人材の育成のみならず、地域の活気を生み出す重要な役割を担っています。

本年４月から、私立高校も含めた高校授業料の無償化がスタートしましたが、今春の入学者選抜の結果、石狩学区など多くの私学所在学区で、公立高校への入学者が減少した一方で、私立高校への入学者の増加傾向が見られています。

学区ごとの進路動向を詳細に分析し、今後の配置計画に反映するとともに、地域の声を丁寧にお聞きし、魅力ある高校づくりや配置の在り方について、道教委と地域が一体となって議論を加速することが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、教育長の見解を伺います。

次に、ネクストハイスクール構想についてであります。

本年２月、国が公表した高校教育改革に関する基本方針に基づき、高校教育改革のためのパイロットケースを創出することを目的とした、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業について、先般、道教委では、改革先導拠点候補として、岩見沢農業高校、札幌工業高校、有朋高校、大空高校の４校を文部科学省に申請しています。

この事業では、社会に必要不可欠なアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成、理数系人材の育成、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の３類型に係る改革先導拠点を創出することとされ、本道においても、次世代半導体などの新たな産業の集積に対応できる高度な知識、技術を有した人材や、理数・文系的素養を有し、ＡＩを使いこなす力を身につけた人材の育成は喫緊の課題であるとともに、どの地域に住んでいても質の高い教育を受けられる環境を整備することが大変重要であり、その成果に大きな期待が寄せられています。

道教委では、今回、どのような考え方で４校を選定したのか伺うとともに、本事業を活用して今後どのように高校教育改革を進めていく考えなのか、教育長に伺います。

次に、部活動における移動手段の確保についてであります。

先月、福島県で部活動の遠征中だった新潟県の高校生が、移動中のマイクロバスの事故により亡くなられるという痛ましい事案が発生をしました。道内でも、５月に、生徒にけがはなかったものの、道立高校で顧問の教員が運転するレンタカーが横転する事案が報告されるなど、部活動の移動に係る安全確保が課題となっています。

道教委では、これまで、道立高校における部活動等の移動は、原則として公共交通機関あるいは営業自動車を利用するよう指導しているとのことでありますが、周知や実態把握に課題があったと考えられます。

今回、道教委が道立学校を対象に実施した調査では、昨年度、部活動の移動に教員がレンタカーを運転していた学校が約３割に上っています。

道教委では、広域で交通網が十分でない本道の実態を踏まえ、部活動の遠征にレンタカーの使用を認めることとし、各道立学校に通知したものと承知をしていますが、どのような考え方でルールを定め、どのようにその徹底を図っていくのか、教育長の見解を伺います。

最後に、教育における政治的中立性の確保についてであります。

沖縄県辺野古沖で、研修旅行中に平和教育を行っていた同志社国際高校の生徒が転覆事故により亡くなられたことに関して、文部科学省は、抗議船に乗せ、抗議活動に関する説明が行われていたが、様々な見解を十分提示しておらず、内容が特定の考え方に偏っていたとして、政治的活動を禁ずる教育基本法に違反するものと認定しました。

高校生が平和に関する学習を通じて理解を深めたり、主権者としての素養を高める上で政治的教養を育むことは重要でありますが、同時に、その実施に当たっては、一方的な立場や見方に偏ることがないよう、多様な考え方を示し、政治的中立性を確保することは当然であるというふうに考えます。

今回の事案をどのように受け止めており、また、今後、政治的中立性を踏まえた平和に関する学習や主権者教育の推進にどのように取り組んでいくのか、教育長の見解を伺い、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐々木議員の質問にお答えいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、中東情勢の影響への対応についてでありますが、道内では、燃料油や石油化学製品の価格面での影響に加え、様々な石油化学製品の供給不足などにより、幅広い業種で今後の事業活動に対する不安の声が広がっており、本道経済に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

道では、こうした認識の下、先般、経済対策推進本部会議を開催し、私から、物価高対応緊急経済対策の迅速かつ着実な執行と併せて、国において追加措置された重点支援地方交付金の活用について、地域の現状を十分に把握し、必要な支援について検討を進めるよう指示したところでございます。

道としては、引き続き、刻々と変化する中東情勢を注視しながら、国とも連携した燃料油や石油化学製品の流通の円滑化に向けたきめ細かな対応などに努めるとともに、地域や幅広い分野の方々の声、さらには、道議会各会派からいただいた御要望などを踏まえ、道民の皆様や事業者の方々への影響の緩和に向け、必要となる対策を早急に取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、知事公館・近代美術館エリアについてでありますが、道では、本道の歴史や芸術文化が育まれ、緑豊かなこのエリアを道民の貴重な財産として大切に守り、次の世代に継承するよう、エリア全体の目指す姿を掲げた構想を取りまとめ、これを踏まえ、これまで有識者の方々へのヒアリングを行うなど、取組を進めてまいりました。

今後、この構想をさらに具体化していくためには、積み重ねてきた価値を一層高めながら、エリアの一体的な活用や、誰もが利用しやすい環境づくりといった視点に立ち、エリア全体に共通する基本的な考え方を検討する必要があります。

このため、道としては、こうした考え方の下、知事公館や近代美術館が果たしてきた役割や機能を踏まえ、整備や活用の方向性について取りまとめていく考えであり、多くの方々に親しまれ、誇りに感じていただける場所となるよう、道民の皆様の御意見を伺いながら、今年度中に計画案をお示ししてまいります。

次に、指定管理者制度についてでありますが、道では、公の施設の運営に民間のノウハウを活用するため、平成18年度から制度を導入し、住民サービスの向上と経費の削減に取り組んできましたが、近年、施設の老朽化が進むとともに、人手不足、物価高騰など、施設運営をめぐる社会経済情勢が大きく変化しております。

来年度、多くの施設が指定期間の更新時期を迎える中、こうした変化に的確に対応するため、このたび、施設の整備など魅力向上に資する多様な提案の評価、サービス向上につながる自主的

な取組範囲の拡大、専門人材の確保に資する運営や物価高騰への対応促進など、指定管理者の柔軟な発想を施設運営に一層反映できるよう、次期更新に向けた規則等の見直しを行ったところでございます。

道としては、道民の皆様の貴重な財産である公の施設が、今後、より一層、多くの皆様に親しまれ、魅力あるものとなるよう、制度の適切な運用に向けて不断に取り組んでまいります。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、ＪＲは、先般、維持する仕組みの構築に向け、上下分離方式を含む四つの項目を中心に地域と協議を開始したいとの考えを公表いたしましたが、上下分離方式については課題が多く、容易ではなく、今後の協議においては、これまで地域で進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが極めて重要と認識しております。

私としては、黄線区における抜本的改善方策の取りまとめに向けては、沿線自治体の皆様の考えや意見の把握に努め、様々な思いを受け止めた上で、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いながら、ＪＲや沿線自治体の皆様とともに、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めてまいります。

次に、北朝鮮による日本人拉致問題についてでありますが、拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、基本的人権を踏みにじる犯罪行為であると認識しております。

先日、東京で開催された国民大集会において、高市総理からは、拉致問題解決に向けた政府の決意が示されたところであり、拉致被害者の方々の一日も早い救出に向けては、道民一人一人の声を結集して、政府の取組を後押ししていくことが重要であります。

被害者の方々や御家族の皆様が御高齢となる中、私としても早期解決の必要性を強く感じており、今年度、2002年に帰国を果たした拉致被害者の曽我ひとみさんの講演会を開催するとともに、新たに、道教委と連携し、講演内容を道内の小・中・高校生等に周知するほか、啓発映画の上映会やパネル展を開催するなど、道議会の拉致議連をはじめとした関係団体の皆様と連携しながら、拉致問題に対する道民世論を一層喚起してまいります。

次に、今後のヒグマ対策についてでありますが、本年度に入っても道内各地でヒグマの出没が相次いでおり、士別市で、昨年の札幌に続き、２例目となる緊急銃猟が行われるなど、道民の皆様の安全、安心を脅かす深刻な状況が続いています。

これまで、道では、国や市町村、道警察、猟友会の方々などとの連携の強化を図りながら、関係機関が参画するヒグマ対策推進会議の開催や、出没対応訓練の実施をはじめ、ゾーニング管理や春期管理捕獲など、本道の実情を踏まえた対策を積極的に進めてまいりました。

本年度においては、昨年度比で５倍となる関連予算を措置し、市町村への支援策の充実を図ったほか、ＡＩを活用した捕獲支援や出没情報の一元化などを進めることとしており、道としては、有識者の皆様はもとより、市町村、捕獲従事者など、関係する方々と一体となって、人とヒグマとのあつれきの低減を図り、道民の皆様が安心して暮らすことができるよう、ヒグマ対策の

一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、エゾシカ対策についてでありますが、農林業被害額などが増加する中、エゾシカ対策の強化は喫緊の課題との認識の下、道では、これまで、捕獲目標達成に向け、国の交付金を最大限活用した捕獲を市町村に働きかけるとともに、低減効果の高い雌の捕獲促進等の対策を取り入れるほか、捕獲困難地での捕獲など、関係団体が一体となって取り組んでまいりました。

３か年の緊急対策期間が最終年を迎える中、今年度は、地域の狩猟期間の延長や、越冬期集中捕獲箇所の拡大等の捕獲対策の強化に取り組むほか、道認証施設の周知強化や、給食での鹿肉の提供支援など、有効活用の拡大にも取り組むこととしています。

また、農業被害が著しく、対策の高度化に意欲のある５市町を重点的に支援するタスクフォースを全国に先駆けて設置し、国有林等での円滑な捕獲調整を行うなど、これまで以上に国や市町村等との連携の強化を図り、こうした対策の検証を不断に行いながら、さらなる捕獲数の上積みに向け、エゾシカ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、新たな地域医療構想についてでありますが、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要です。

道では、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想を策定するため、医療機関の役割の明確化や、構想区域の在り方などの検討に必要な、各医療機関の医療提供内容の実績をはじめ、受療動向などの各種データの収集、分析を行うとともに、国に対し、都道府県の意見を十分反映したガイドライン等とするよう要望を行ってまいりました。

今後、国から示されるガイドライン等の内容を踏まえながら、総合保健医療協議会で議論いただくとともに、各圏域の地域医療構想調整会議で、地域の課題をきめ細かに伺い、新たな構想の策定に向けた検討を着実に進め、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、子ども政策の推進についてでありますが、道では、本道の子どもをめぐる様々な課題に対応するため、昨年度からスタートした北海道こども計画の進捗状況を定期的に把握しつつ、関連施策を推進することとしており、今年度は、妊産婦等への交通費助成の対象拡大などに取り組むこととしています。

また、社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むこととし、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保や食料支援に加えて、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信のほか、乳幼児等医療給付事業について、所得制限の撤廃を本年８月に実施できるよう検討を進めるとともに、緊急に保護を要する児童の安全を確保するため、一時保護件数が最も多い室蘭児童相談所苫小牧分室において、本年７月から同市内の民間施設に優先受入れ枠２名分を確保するなど、本道の子どもたちが健やかに成長でき、誰もが安心して子育てできる地域社会の実現に向け、全庁を挙げて取組を進めてまいります。

次に、地域未来戦略への対応についてでありますが、道では、総理が掲げる、エネルギー、経

済、食料の三つの安全保障に貢献できるのが北海道との認識の下、本年３月には、ＧＸやＡＩ・ＤＸ産業の集積など、本道経済の成長に向けた産業振興政策の推進に必要な新千歳空港へのアクセス鉄道の利便性強化といったインフラ整備への支援策について国に要望を行ってきたほか、先般公表された北海道戦略産業クラスター計画の素案を踏まえ、要望内容をさらに具体化し、国に働きかけを行っています。

また、知事や市町村長が主導して策定する地域産業成長プランについては、主に戦略17分野以外の産業分野や戦略産業クラスター計画素案に含まれていない産業分野を対象に、本道経済の成長に必要な産業の振興方向について検討を進めることとし、こうした成長プランに基づく取組などを通じて、本道へのさらなる産業集積や地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、統合型リゾート、いわゆるＩＲに関する基本的な考え方の改訂についてでありますが、道では、コロナ禍以降のＩＲをめぐる環境の変化等を踏まえ、その整備の意義などについて、有識者懇談会を開催し、メリット、デメリットの両面から検討を重ねてまいりました。

このたびの素案では、ＩＲについて、北海道が有する強みや優位性を生かし、観光分野をはじめ、関連する課題に対応する政策手段と位置づけ、世界との交流拠点を北海道に創出するとともに、北海道の経済産業の成長と道民の皆様の暮らしの豊かさの向上を目標に掲げ、北海道の価値を生かし、持続可能で安全、安心に責任を持つＩＲを基本理念として整理したところでございます。

道としては、ＩＲの可能性検討に当たっては、道民の理解が重要との考えの下、北海道におけるＩＲの方向性、ＩＲの事業性と地域への効果、現在のギャンブル等依存症に対する対策や、地域課題解決のための納付金の活用策などを論点とし、引き続き、有識者懇談会で議論していくことに加え、事業者の方々や市町村に対し、必要性や可能性、実現性といったＩＲに関する考えをお聞きするなどし、次期定例会に成案をお示しできるよう、着実に検討を進めてまいります。

次に、宿泊税を活用した事業の推進についてでありますが、道では、本年３月に策定した、観光振興を目的とした新税の考え方において、道と市町村との施策連携はもとより、相乗効果を創出することとしており、この具現化には、市町村との協議を重ねていくことが重要と認識しています。

こうした認識の下、道としては、宿泊税活用事業について、道のホームページなどで周知を行うとともに、この５月から、道職員が地域を訪問し、道内23か所で意見交換会を開催したほか、道事業との連携を検討する市町村とは個別の協議を進めており、こうした機会を通じ、道の宿泊税活用事業を御説明するとともに、市町村をはじめ、地域の関係者の方々から丁寧に御意見をお伺いし、両者の連携の強化により、施策の相乗効果を図ってまいります。

また、今後は、道の宿泊税を活用した事業が一目で分かるようロゴマークを作成し、活用現場や成果品などに掲示する考えでおり、こうした使途の見える化を通じて、納税者や、徴税に御協力いただいている宿泊事業者の方々、そして道民の皆様の御理解が得られるよう取り組んでまいります。

次に、ニシン資源の安定化についてでありますが、日本海沿岸の漁業経営を支える貴重な資源であるニシンは、平成８年度から着手した種苗の大量放流や資源管理の取組により、資源は着実に増え、各地で群来も見られるようになったものの、近年、漁獲量が減少しており、道総研水産試験場によると、漁獲対象となる大型魚の減少や、しけにより出漁日数が制限されたこと、トドの来遊増加などによる漁業被害などが、その要因として考えられています。

道としては、水産試験場や漁業協同組合、種苗生産を担う北海道栽培漁業振興公社等と連携しながら、引き続き、資源評価などを踏まえた適切な資源管理とともに、産卵場や稚魚の生育の場となる藻場づくりを計画的に進めるほか、放流効果を高めるため、海水温や餌環境を踏まえた放流手法の改善に加え、トドによる漁業被害の軽減に向け、採捕や追い払いを一層推進するなど、ニシン資源の増大と安定化に向けて取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）ヒグマ出没への対応強化についてでございますが、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まっている中、これまで以上にヒグマ対策を効果的に進めていくためには、現場で出没対応を担う地域の体制を強化していくことが重要でございます。

このため、道では、本年４月に、全振興局に専門的知見を有する職員を配置するとともに、６月にはガバメントハンター１名を任用したほか、狩猟免許を有する道職員による捕獲支援チームを立ち上げるなど、地域の取組を支援する体制の充実を図ったところであり、今後、ガバメントハンターのさらなる任用に向けた取組を強化してまいります。

また、現在、職員が捕獲等の作業を行った場合に特殊勤務手当を支給できるよう、関連する条例案を本定例会に提案しており、ガバメントハンターや支援チームの専門性を生かしながら、地域への助言や出没に備えた訓練の充実を図るほか、捕獲従事者の裾野拡大に向けた検討を進めるなどし、関係機関が一体となった捕獲体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）道政上の諸課題に関し、下水道施設の維持管理についてでありますが、下水道施設は、道民の生活や社会経済活動を支える重要な社会基盤であり、整備から長い年月が経過しているため、計画的な施設更新など、老朽化対策の重要性が一層高まっていると認識しています。

道では、先般公表された全国特別重点調査の結果を踏まえ、道管理施設の対策を早急に進めますとともに、関係市町に対しては、補修工法に関する新技術や国の補助制度の紹介といった技術的な助言などを行っているところでございます。

こうした中、国では、安全性確保を最優先とする下水道施設の維持管理を進めるため、点検頻度や安全性を評価する基準を見直すなど、下水道法改正の手続を行っているところであり、道と

しては、市町村と連携を図りながら、道民の安全、安心な生活が守られるよう、法改正を踏まえた点検や老朽化対策に必要な予算の確保を国に強く要望してまいります。

○議長伊藤条一君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）米政策についてでございますが、米をめぐる情勢が変化する中、今後とも本道が食料供給地域としての役割を果たしていくためには、北海道米を安定的に生産、供給することで、消費者の理解と共感を得ることが重要であります。

道では、これまで、関係機関・団体の皆様と連携し、主食用米はもとより、加工用や輸出用など、多様なニーズに対応した米づくりを基本に、生産性の向上や需要の拡大と併せて、消費者や流通関係者の皆様に対して、北海道米への理解の醸成を図ってきたところでございます。

道といたしましては、需要に応じた米生産に向け、引き続き、水田を最大限活用し、こうした取組を着実に進めるとともに、意欲ある生産者が安心して営農に取り組むことができるよう、国に対し、需給見通しの精度向上や備蓄米の適切な運用のほか、見直しが進められている水田政策について、中長期的に安定した制度となるよう求めるなど、本道の稲作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部長野村博明君。

○水産林務部長野村博明君（登壇）漁業の担い手の確保育成についてでありますが、地域の基幹産業である水産業が持続的に発展していくためには、多様な人材を確保し、漁業の担い手として育成することが重要であります。

このため、道では、漁家の子弟などを対象に、漁業研修所において漁業に必要な技術や知識を学んでいただくとともに、新規就業希望者を対象に、水産関係団体と連携し、漁業就業支援フェアや漁業現場での長期研修を実施してきたところであります。

また、本年度から新たに、漁業研修所の受講資格を見直し、一般の方も対象に加えるとともに、高校生を対象に、船上での網の引揚げ作業をはじめとする漁業の就業体験を実施し、潜在的な新規就業希望者の掘り起こしを強化するほか、新規就業者を受け入れる漁業者を対象とした講習会を開催し、就業の定着を図るなど、将来にわたり本道の漁業を支える人材の確保育成に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、道政上の諸課題に関し、近代美術館の整備についてでありますが、知事公館・近代美術館エリアは、都心の中にあって、豊かな緑に囲まれ、道民の皆様へ憩いや安らぎを与える場であり、その中で、近代美術館は、本道文化の創造と振興の役割を果たしてきた象徴的な施設の一つでございます。

これまで、令和７年３月策定の基本構想を踏まえ、関係企業へのヒアリングや、若い世代を含む幅広い世代から御意見を聞くなど、必要な機能やエリアでの位置づけなどについて検討してきたところでございます。

道教委といたしましては、エリア全体が一体として魅力ある空間となるよう、基本的な考え方を、知事部局と連携し、検討いたしますとともに、有識者会議などの御意見を伺いながら、誰もが、いつでも、何度でも訪れたくなる美術館となるよう、リニューアル後の施設内容や活用の方向性などについて取りまとめ、今年度中に計画案を示してまいります。

次に、教育問題に関し、まず、高校配置についてでありますが、少子化に伴う中学校卒業者数の大幅な減少や、高校授業料の無償化に伴う生徒の進路動向の変化など、高校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、高校の果たす役割は、地域における生徒の修学機会を確保し、多様な学習ニーズへ対応することはもとより、地域創生の観点からも、これまで以上に重要になっていると認識しております。

道教委といたしましては、今後、高校授業料の無償化の影響を各学区ごとに分析いたしますとともに、年内に、中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれる管内から、順次、将来を見据えた高校づくりを地域とともに考える圏域協議の場を設け、生徒の多様な学びの実現に向けた高校の魅力化や、長期的な視点に立った高校配置の在り方等について、地元市町村や経済団体、私立を含めた学校関係者などの皆様から丁寧に御意見を伺うなど、地域と一体となって検討を進めてまいります。

次に、ネクストハイスクール構想についてでありますが、高校教育改革を先導する拠点校候補の選定に当たり、道教委では、外部有識者や経済団体などから御意見を伺いますとともに、知事部局とも協議を重ね、本道の基幹産業である農業や、次世代半導体をはじめとする新たな産業の集積を見据えた工業の強化につながる専門高校に加え、地域の教育資源の活用や遠隔による理数科目の拡充など、小規模校の魅力化に取り組む高校を４校選定いたしました。

今後は、知事部局や大学、産業界などの関係機関が一体となったプロジェクトチームを設置し、創意工夫ある先進的な取組となるよう、専門的な知見からの指導助言を行いますとともに、拠点校における取組を全道へ波及させるための実行計画を年度内に策定し、変化の激しい時代にあっても、主体的に人生を切り開き、本道の発展を支える人材の育成に向けた高校教育改革を進めてまいります。

次に、部活動における移動手段の確保についてでありますが、部活動遠征中に発生したバスの事故により、生徒の貴い命が失われたことについて、重く受け止めております。

部活動の移動に当たりましては、生徒の安全確保が何より重要でありますが、道教委が実施した実態調査では、公共交通機関による移動の不便さや、貸切りバス利用による保護者の経済的負担などから、レンタカーの利用など、道教委が認める手段以外の方法による移動の必要性が明らかとなりました。

道教委といたしましては、こうしたことから、国の対策が示されるまでの当面の取扱いといたしまして、公共交通機関や貸切りバス等の利用が困難な場合で、一定の条件を満たす場合に限り、レンタカーの使用を可能とするなどし、今月16日付で各道立学校に通知いたしました。

今後は、校長会議等、様々な機会を捉えて周知徹底を図りますとともに、今月末を目途に、国

が示す安全対策や実態調査の最終結果を踏まえまして、必要な見直しを行うなどしながら、部活動における安全確保に万全を期してまいります。

次に、教育における政治的中立性の確保についてでありますが、研修旅行中に、未来ある高校生が貴い命を失うに至ったことは、誠に痛ましく、起きてはならないことと受け止めております。

また、文部科学省の通知では、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断を妨げることのないようにすることとされており、政治的教養を育む教育に当たりましては、政治的中立性が確保されるよう、適切に指導を行うことが必要と考えております。

道教委といたしましては、今後も、講師を招いた平和に関する学習や模擬投票などの主権者教育の取組を行う際に、生徒の考えや議論が一層深まるよう、様々な見解を示す事例を周知するなどいたしまして、政治的中立性を確保してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ヒグマによる人身被害防止に向けた対策についてでありますが、議員が御指摘のとおり、道警察では、今般、市街地及びその付近において、ヒグマによる人身被害が生じ、または生じるおそれがある場合で、市町村長による緊急銃猟等が行われないなど、特に必要と認める場合の追加的、緊急的な対応として、警察官がライフル銃を使用してヒグマの駆除に当たることとし、その体制としてヒグマ駆除対応プロジェクトチームを編成し、本年５月25日から運用を開始したところであります。

道警察では、これまで、関係機関・団体との連絡・協力体制を構築するとともに、自治体やハンターの方々と連携し、緊急銃猟による駆除等を想定した実践的な訓練を実施してきたほか、ヒグマが市街地等に出没した場合には、関係機関等に対する情報共有、地域住民の避難誘導、立入り規制、通学路等での警戒活動、迅速な報道発表、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うなど、地域住民の安全確保に取り組んできたところであります。

今後、道警察といたしましては、新たに編成したヒグマ駆除対応プロジェクトチームの運用も念頭に、引き続き、地域住民の安全確保を最優先とし、ヒグマ出没時の現場活動を適切に実施するとともに、自治体やハンターの方々と様々な事態を想定した訓練を実施するなど、関係機関等との連携を一層強化し、ヒグマによる人身被害の防止を図ってまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　佐々木大介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

池端英昭君。

○60番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合議員会を代表して、通告に従い、知事、教育長に順次質問をしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてです。

我が会派は、先日、鈴木知事２期目の道政検証を公表しました。

本道では、下水道の老朽化などのインフラ対策、鉄道の維持存続、地域医療体制の確保など、市町村と連携し、解決すべき広域課題が山積しています。

しかし、最近の知事は、国や市町村の判断に依拠する発言が目立ち、課題解決の方向性を自ら示す姿勢が見えません。このままでは、未来に希望を見いだす北海道のかじ取り役として不十分と言わざるを得ません。

人口減少や物価高騰など将来不安が広がる今こそ、北海道らしい未来志向の政策を牽引し、広域課題への解決の方策を具体的に示すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、中東情勢の緊迫化によって、燃料やナフサなどの供給不安が高まっています。

政府は必要量は足りていると強調していますが、道内の多くの企業が資材調達や価格高騰に対応を追われ、日用品の価格高騰やごみ袋の不足など、道民生活にも影響が出ていることから、我が会派として、６月９日に、鈴木知事に対し、緊急要望書を提出したところであります。

中東情勢をはじめ、ロシアや中国との関係など、近年の国際情勢は本道経済にも大きな影響を及ぼしており、リスクを見据えた海外展開や企業支援体制の強化などが重要と考えます。

こうした状況を踏まえ、知事は、現在の物価高騰や資材不足の状況をどう受け止め、今後のグローバル戦略やリスク回避をどう進めていくのか、所見をお伺いいたします。

また、先般成立した国の補正予算は、地方裁量の予算が限定的であり、地域の実情に応じた柔軟な財政措置を求めるべきと考えますが、併せてお伺いをいたします。

次に、人口減少対策と適応戦略についてです。

2025年国勢調査速報値によると、本道の人口は498万5419人となり、前回調査から約23万9000人の減少、また、減少数、そして減少率ともに過去最大となりました。北海道の総人口が500万人を下回るのは70年ぶりで、2000年の国勢調査から６回連続の減少です。

知事は、各般の対策を進める必要があるとしていますが、人口減少を抑制する政策的な道筋をしっかり描けているのでしょうか。とりわけ若年層や女性の人口流出抑制に十分な成果が見えているとは全く言えません。人口減少に対する課題認識と今後の対策について、知事の所見をお伺いいたします。

また、現実的に人口減少に応じた縮小社会にどう向き合い、地域の魅力や価値をどう高めるのか、併せてお伺いをいたします。

次に、行財政運営に関し、生成ＡＩ等の活用についてです。

道では、業務改善や道民サービス向上のため、来年４月から生成ＡＩを活用した多機能型情報システムを本格導入する予定ですが、一方で、情報漏えいや誤情報への対応、公平、適正な活用、加えて、ガイドライン整備や職員研修の充実が不可欠であります。

先日、個人情報を含むハードディスクが流出した事案もありましたが、道民に不安や不利益を生じさせないため、今後、どう安全性の検証や試行を進め、リスクに対応していくのか、知事の所見を伺います。

また、事業者に過度に依存することなくシステム運用を進める必要がありますが、道としてどのようにマネジメントなどを主導するのか、併せて伺います。

次に、道の指定管理施設については、令和９年度に39施設中32施設が更新を迎えることから、今定例会で指定管理施設の債務負担行為限度額が数多く提案されています。

道は、施設の魅力低下や人手不足、物価高騰など、指定管理者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、指定管理者制度の見直しを行ったものと承知していますが、具体的な見直し内容について伺うとともに、今後、安定的な施設運営に向けてどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、最近の中東情勢の悪化による価格高騰などの社会経済情勢を踏まえると、毎年の指定管理料に反映させていくことも必要と考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、防災、減災についてです。

４月には道内で震度５強の地震が観測され、地震・津波災害への備えが改めて問われています。津波避難タワーや避難経路の整備は進められていますが、夜間や積雪・凍結時、停電時や要配慮者の避難、さらに、車両渋滞などを想定した場合、現在の整備水準でどれだけの道民が安全に避難できるのか、実効性をどう検証しているのか、知事の所見を伺います。

また、大規模停電や通信障害に備え、消防団や町内会など自主防災組織による情報伝達も含めて、通信途絶を前提とした訓練を全道的に実施すべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、有事や災害時における燃料確保について、命を守るために大変重要です。

避難所や病院、福祉施設、除雪車や緊急車両などの優先供給先をどう把握し、地域別の備蓄量や配送ルート、震災対応給油所、ＬＰガスなどの供給体制をどう構築して、厳冬期も含めた、人命を守るために重要な72時間を乗り切るのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、医療・福祉課題に関し、地域医療の確保についてであります。

地域医療を支える公立・公的医療機関の経営は厳しさを増しています。道は、今後、新たな地域医療構想の策定を進めると承知していますが、市立室蘭総合病院の閉院が決定されるなど、地域医療の維持は喫緊の課題です。

しかし、今定例会の補正予算には、医療人材の確保、定着を目的とする、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費補助金があるだけで、経営を改善する支援策は提案されていません。

地域医療を守るため、公立・公的医療機関の経営状況を的確に把握し、道として積極的かつ迅速な支援が必要と考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、医療ＤＸの推進に当たっては、切れ目なく、より質の高い医療等の提供、業務効率化による医療従事者の業務負担軽減となることが重要であり、そのデータ活用による医療の質の向上、人材育成の短縮化など、職場環境の改善が急務であります。

しかし、先日、病院の患者や職員などの個人情報が入ったパソコンの破砕処理が適切にされなかったため、ハードディスクに残っていた情報が外部流出したとの報道がありました。

こうした案件は医療不信につながるものであり、セキュリティーリスクへのさらなる対応が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

道内の児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移する中、児童相談所の一時保護については、受入れ体制の充実が重要です。

本道では、１か所当たりの児童相談所が所管する面積は全国平均の約5.4倍に上り、都市間の距離を見ても、例えば、日高管内えりも町から室蘭児童相談所まで約250キロ、車で約４時間を要するなど、非常に広大な区域を所管しています。

こうした中、各児童相談所に併設されている一時保護所まで児童の移送を行う際には、児童だけでなく、児相職員にも大きな負担になっており、広域性などを考慮した上で、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、一時保護機能の体制を整備していくべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、子ども政策についてです。

道は、先般、北海道こども計画に係る中間の点検結果を公表しました。目標達成年度である令和11年度まで時間はありますが、男性の育児休業取得率など達成率の低い項目については、その要因を分析、検証した上で、取組を加速化していくことが重要と考えます。計画で掲げた目標、指標の達成に向け、今後どう取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、取組の加速化に当たっては、大人の都合だけではなく、子どもの視点で進めることが重要ですが、併せてお伺いいたします。

次に、道は、庁議において、子育て家庭への支援の充実、子どもへの情報発信の強化、遊びや体験活動の推進、経済的に困難な家庭への支援充実の４項目を掲げ、知事から早期実施の指示があったと承知しています。

我が会派は、これまで、子ども・子育て政策に対する道の取組の必要性を指摘しましたが、前向きな答弁はありませんでした。よって、このタイミングでの施策積み増しには疑問を感じますが、物価高騰が続く中、子育て家庭への支援や、いわゆる体験格差の解消に向けた取組は喫緊の課題です。

そこで、４項目について、具体的にどのような施策を想定し、いつまでに実施するお考えなのか、知事の所見をお伺いいたします。

また、道内人口の約４割を占め、出生率が政令市の中で最下位にある札幌市との連携は不可欠

と考えますが、今後どのように取り組むのか、併せてお伺いをいたします。

昨年１月の埼玉県における大規模な道路陥没事故を受け、国が実施した全国特別重点調査では、本道でも腐食や破損が確認され、速やかな対応が必要な下水道施設があると承知しております。

下水道は、道民生活や地域経済を支える重要な社会インフラであり、老朽化対策の遅れは、重大事故や将来的な負担増につながることが懸念されます。

道が管理する下水道施設について、今回の特別重点調査の結果をどのように受け止め、施設の計画的な更新や耐震化、予防保全型の維持管理を含め、今後どのような考え方で老朽化対策に取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、中東情勢の緊迫化を受け、最近では、建築資材の価格上昇や販売制限が報じられており、本道においても資材の安定供給に対する不安の声が広がっています。

建設業は、石油由来製品への依存度が高く、資材価格の上昇や供給不足は、公共事業や地域経済に大きな影響を及ぼします。また、建設事業者の経営環境を悪化させ、人材確保や担い手の維持にも影響を与えることが懸念されています。

こうした中、道としては、公共事業の安定的な執行と地域の建設産業の持続的な発展を両立させていくことが重要であります。

原油価格の高騰や資材供給の不安定化が懸念される中、公共事業への影響をどのように認識し、適切な資材価格の反映や工期の確保などを含め、今後どのように対応していくお考えか、知事の所見を伺います。

次に、近年、気候変動の影響により、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しています。本道でも、昨年７月から10月にかけ、大雨が相次ぎ、特に、９月には、釧路地方及び十勝地方で道内初となる線状降水帯が発生し、複数の観測地点で観測史上最大となる降雨量を記録するなど、各地で浸水被害が発生しました。

気候変動の進行に伴い、今後さらに降雨量の増加や災害リスクの高まりが予測されており、従来の治水対策だけでは十分に対応できない状況も想定されます。このようなことから、道民の生命と財産を守るためには、河川改修や堤防整備などのハード対策に加え、流域全体で治水を進める流域治水の考え方の下、市町村や関係機関との連携を強化し、防災・減災対策を着実に進めていくことが重要であります。

近年の気候変動による降雨災害の激甚化、頻発化をどのように認識し、道が管理する河川において、今後どのような考え方で治水対策に取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、経済と雇用対策に関し、賃金の引上げについてであります。

2026年春闘における連合の集計結果は、全体平均で５％を超える高い水準を維持し、３年連続の５％台となりました。また、経団連が発表した2026年春闘の大手企業の平均賃上げ率も5.46％と、３年連続で５％を超える高い水準でしたが、一方で、2025年度の毎月勤労統計調査によりま

すと、実質賃金は、前年度比0.5％減少となっており、実に４年連続のマイナスとなっております。

このように、春闘では高水準の賃上げが相次ぎましたが、物価上昇に賃金の伸びは追いついていない現状をどう捉え、どのような対策が必要だと考えているのか、知事の所見を伺います。

次に、物価高対策についてです。

先ほども申し上げたとおり、中東情勢の影響で、道内企業、道民生活全般に影響が広がっています。

現在、道では、昨年末に成立した重点支援地方交付金を元に、5500円の電子クーポン、もしくは、5000円のギフトカード支給を物価高対策として取り組んでおります。しかし、これは中東情勢が緊迫する前の対策であり、今般の新たな状況変化に対応した新たな物価高対策が必要であります。

そこで、先般、国会で可決した、中東情勢の混乱に伴う物価高対策を含む補正予算による道の物価高対策は、どのような内容で議会へ提案するのか、併せてお伺いいたします。

次に、半導体・デジタル関連産業振興についてです。

我が会派では、これまでも、ラピダス立地による経済効果の全道波及について質問してきました。

今年は10年計画である北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの３年目となりますが、その効果を本道経済全体として実感できる状況には至っておりません。ラピダスによる最先端半導体の製造や研究開発、人材育成の拠点整備は、国が積極的に推進、支援していますが、その効果を全道に広げ、本道経済全体の成長につなげていくことこそが、北海道の重要な役割です。

また、国によるラピダスへの支援額は累計２兆3000億円を超えていますが、現在の経済効果は、地価高騰という影響を含め、千歳市周辺に集中しているとの指摘もあります。

複合拠点の形成を本道経済全体の成長にどう結びつけ、道民が実感できる成果につなげていくのか、具体的な対策について、知事の所見を伺います。

次に、ＩＲについてです。

道は、統合型リゾートに関する基本的な考え方の改訂に当たり、今年に入ってから集中して有識者懇談会を開催してきました。各方面の専門的な視点から得た意見を取りまとめたものと思いますが、いつ北海道らしいＩＲコンセプトが具体化するのか、また、ＩＲコンセプトの具体化には、どこでＩＲを整備するのかが重要であります。

そこで、ＩＲを整備する場所はどのように選定しようとしているのか、また、いつ申請の判断をするのか、道のスケジュールについて、知事の所見を伺います。

次に、エネルギー政策に関し、消費電力の削減についてであります。

デジタル産業の集約により、道内の電力需要の増加が見込まれる中で、安定した電力供給が必要ということが、知事の泊原発３号機の再稼働同意の理由の一つになっております。

しかし、現段階で電力をつくることばかりではなく、将来に向けて消費電力を削減する方向へ

シフトすることも北海道にとって重要ではないでしょうか。

例えば、私の地元・石狩市では、道が昨年に実証実験を行ったＩＯＷＮを実装し、再エネで電力を100％賄うデータセンターが完成しました。

通信の高速化と低消費電力化を同時に実現する新しい技術を取り入れるなど、効率よく消費していく方法を考える必要があると思いますが、知事の所見を伺います。

次に、泊原発の安全性等についてです。

第１回定例会における我が会派の代表質問で、知事は、泊原発の安全性について、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みで行われる旨の答弁に終始しました。

しかし、再稼働に同意した責任として、道としても主体的な確認や検証を行うことが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、万が一の事故の場合に、安全を確保する避難体制について、原子力発電施設において何らかの事故が起きた場合、ＵＰＺ圏内において、避難よりも屋内退避を優先させることになっています。

そこで、放射線防護対策が講じられた施設や、放射性物質の侵入を防ぐ陽圧化された建物は十分に足りているのか、30キロメートル圏内の住民が放射性物質から守られるのか、また、地震により津波が起きるなどの複合災害が起きた場合、屋内退避の優先度はどうなるのか、併せてお伺いいたします。

次に、交通・物流政策についてです。

まず、北海道新幹線札幌延伸については、開業がおおむね2038年度末頃とされている一方、さらに遅れる可能性や、事業費が最大３兆5000億円に膨らむおそれが示されています。北海道新幹線札幌延伸推進会議では、開業時期が見通せない中、沿線自治体から事業費増加への懸念も示されたと聞いております。

そこで、推進会議の影響調査や自治体意見を踏まえ、どのように開業遅延による影響緩和策を講じるのかについて、知事の所見を伺います。

また、先般発覚した、延伸工事をめぐる談合疑惑が工事に与える影響と、さらなる遅延の可能性をどう認識しているのか、併せてお伺いいたします。

次に、ＪＲ北海道が単独維持困難とする、いわゆる黄色８線区については、ＪＲ北海道は、国の監督命令に基づき、アクションプラン及び実行計画を策定し、沿線自治体と利用促進やコスト削減に取り組んできています。しかし、抜本的な収支改善に至らず、赤字額が2024年度で年間約148億円にも上る中、国への抜本的な経営改善策の提出期限まで、残り１年を切りました。

黄色線区は、旅客だけでなく、貨物など、地域を支える重要な交通輸送基盤ですが、これまでの議会議論を踏まえつつ、本道の鉄道網存続の旗振り役として、知事は、地域をどのように牽引し、黄色線区の問題に対し、今後具体的にどう取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、物流問題についてです。

トラックドライバーの時間外労働規制が本格適用された2024年以降、道内事業者の約３割超が

輸送能力不足を実感するなど、物流業界の人手不足と輸送力低下が顕在化しています。また、改正物流効率化法の施行により、荷主に対しても物流効率化や取引慣行の見直しが求められています。

トラック輸送への依存度が高い本道において、物流の停滞は地域経済や事業継続に直結する深刻な課題であります。

そこで、物流の2024年問題をどう総括しているのか、また、改正物流効率化法の本格施行を踏まえ、本道の物流をどのように維持確保していくのか、知事の所見を伺います。

次に、環境等政策に関し、ヒグマ対策についてであります。

北海道ヒグマ管理計画によると、2025年から10年間の捕獲目標数を全道で１万3730頭としております。

今年の春期管理捕獲は57市町村で実施され、捕獲頭数は16頭であり、昨年の48市町村、捕獲数22頭と比較し、捕獲数は伸びていない現状です。

春期管理捕獲を実施できなかった自治体への事情調査と、捕獲数増加のために必要な支援について、知事の所見を伺います。

また、道はヒグマの目標個体数水準を2001年から2010年の水準としていますが、気候変動や管理が行き届かない森林、耕作放棄地の増加などにより、ヒグマを取り巻く環境は大きく変化しています。仮に個体数が同程度であっても、人里や市街地周辺に出没しやすい環境になっているとの指摘があります。

個体数管理と併せて、人とヒグマのあつれきを軽減し、共存でき得る北海道をどう目指すのか、併せて伺います。

次に、道内の再生可能エネルギー発電量は、太陽光を中心に導入が進み、政府が掲げる2030年度の導入割合には達しているものの、拡大とともに、安全面、防災面、計画や環境への影響に関する懸念など、地域との共生の課題が顕著化してきています。特に、多様な業種の事業者の再エネ関連ビジネスへの参入が急速に増加し、この間、道も、法令遵守、厳正対処などの規制を大幅に強化していると認識しています。

今後さらに拡大するであろう、風力や太陽光発電において、環境破壊や景観への配慮、騒音、低周波音、希少生物や野鳥への影響、また、今後発生する使用後の太陽光パネルの処理などへの対策をしっかりと講じる必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、米政策についてです。

長引く米価高騰は、生産抑制や備蓄制度、流通実態の把握不足に加え、生産コストの上昇が重なった構造的な問題であると考えます。

道産米は食料安全保障上の重要品目ですが、現在の米価高騰を国の米政策の課題としてどう認識しているのか、知事の所見を伺います。

また、本道として、米の増産を目指すのか、それとも生産者所得と消費者価格の両立を図る安定生産を目指すのかについても、併せてお伺いいたします。

さらに、備蓄制度の見直しや流通の透明化に加え、学校給食や子育て世帯、低所得者への支援策を一体的に検討すべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、酪農・畜産分野では、これまで様々な支援策が講じられてきましたが、今般の物価高騰や資材不足の影響も相まって、所得回復や再生産価格の確保、経営継続への道筋が依然として見通せない状況にあります。

これまでの支援策の効果をどう検証し、今後どう対応するのか、また、燃料、電気、飼料、肥料などを対象とした道独自の緊急支援策も必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、水産政策についてです。

まず、昆布の生産量については、海洋環境の変化や漁業者の減少等により、平成元年の３万3000トンをピークに減少傾向となり、2024年の生産量は8600トンと、統計を取り始めて以来、初めて１万トンを割り込み、昨年も速報では１万トンとなっております。

北方領土・貝殻島周辺の昆布漁が６月１日に始まりましたが、漁業者からは、ここまで少ないのは記憶がないと不安の声が相次ぎ、生産量が1963年の操業以来最低だった2024年を下回る見方も出ています。また、例年６月に行う棹前昆布漁においても、釧路管内５漁協のうち、２漁協が令和６年以来の中止となりました。

今年も不安の幕開けとなった昆布漁ですが、道内各地における昆布の生育状況について伺うとともに、今後における昆布の資源回復と生産の安定に向けた取組について、知事の所見を伺います。

次に、小型スルメイカ釣り漁業が６月１日に解禁されましたが、スルメイカの漁獲量はほぼゼロのため、２年連続で初競りが中止となるなど、深刻な不漁となっています。５月に函館水産試験場が実施したスルメイカの分布調査では、2001年の調査開始以来、初めて一杯も釣れず、漁業者の不安が高まっています。

昨年は、初競り中止後、７月以降に漁獲量が増加し、ＴＡＣを超過したため、国は11月から採捕停止命令を発出しました。今年も後半にかけての豊漁を期待するものでありますが、今年度における小型スルメイカ釣り漁業のＴＡＣ配分について伺うとともに、不漁に対する道の受け止めと今後の対応について、知事の所見を伺います。

次に、林業振興についてです。

釧路市においては、株式会社釧路ウッドプロダクツによる国内最大級の大型木材加工施設の建設計画が進められており、2028年４月の工場稼働へ向けて事業が本格的に動き出す予定です。国内住宅用集成材の大半を輸入材が占めている中、道産針葉樹で集成材の原料を安定供給し、国産材の需要拡大につなげる狙いがあり、新たな雇用や道産木材の活用に寄与する計画です。

一方、道内では、林業における人手不足が深刻化しており、原木が足りなくなり、値段が上がる可能性も考えられますが、道はどう考えているのか、知事の所見を伺います。

また、道全体で原木の供給力を底上げしつつ、再造林までの体制をどう構築する考えなのか、併せて伺います。

次に、アイヌ政策についてです。

2019年５月にアイヌ施策推進法が施行されましたが、今年３月には札幌市でアイヌの人々の尊厳を著しく傷つけるパネル展が実施されるなど、いまだにアイヌを否定、中傷する言動がＳＮＳや公共スペースで公然と行われております。

こうしたヘイトを知事はどのように受け止めているのか伺うとともに、差別を許さないとする知事として、ヘイトに対する考え方をしっかりと表明し、実効性のある対策を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、2027年には、技能実習制度が廃止され、育成就労制度が創設されます。

その背景には、賃金未払い、長時間労働、暴力、暴言、ハラスメントなど、外国人への人権侵害が指摘されており、育成就労に変わることでこれらの問題の改善が期待されています。一定の期間後に転籍が可能になることが大きな変更点で、就業環境次第では、道外転出、あるいは、逆に北海道が選ばれることもあり得ます。

そのためには、外国人に選ばれるような事業所や企業の風土の改善を進めなくてはなりません。その前提となる、人権や地域社会との共生という観点から、育成就労制度について今後どう取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、北方領土返還要求運動等についてであります。

北方領土問題は、国民全体で考えるべき重要な課題であり、全国の自治体や若い世代へ広げていく取組が必要です。

そこで、領土問題等を抱える関係自治体が、相互に学び合い、共同で啓発事業やシンポジウムの開催、また、学校教育での交流事業などを行い、連携を深めるべきと考えますが、知事及び教育長の所見を伺います。

次に、赤れんが庁舎は、道内外から多くの方が訪れる観光拠点ですが、昨年大幅にリニューアルされ、人気のスポットとなっています。その中での北方領土に関する展示や情報発信は非常に効果的だと考えますが、まだまだ検討の余地があるように思います。

来場者の北方領土への理解促進に向け、例えば、北方領土にちなんだグッズを制作したり、来場者の動線調査を実施したりして展示方法を工夫するなど、赤れんが庁舎でのより効果的なＰＲを模索していく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、教育課題についてです。

まず、学校における働き方改革について、これまで再三にわたりただしてきましたが、業務の縮減、一番重要な教材研究、授業準備の時間の確保、持ち帰り業務を行わないなどについて、現場の教職員からどのような声を聞き、第３期アクション・プランによりどう改善したのか、改革は進んでいるのか、教育長の所見を伺います。

また、勤務時間中の休憩時間確保義務を守らない、いわゆる労基法第34条違反問題については、５月21日の参議院文教科学委員会において、文科省は、その責任は教育委員会、校長にあると答弁しています。

一方、教職員は、休憩時間にも会議や打合せなどの職務に当たっていますが、地教委や校長は自主的な仕事として黙認している状況にあり、この点についてどう認識し、どう改善されるのか、併せて伺います。

次に、沖縄県名護市辺野古沖で発生した平和学習に関する船舶転覆事故をめぐり、文科省は、教育基本法第14条第２項に定める政治的中立性に反するとして指導を行いました。しかし、事故の責任は司法の場で判断されるべき問題であり、事故そのものと平和学習は切り分けて考える必要があります。

そこで、今回の平和学習のどの点が教育基本法第14条第２項に違反すると判断されたと考えているのか、教育長の所見を伺います。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、若者の政治参加の重要性が高まっている中、教育基本法第14条第１項では、「良識ある公民として必要な政治的教養」を尊重することとされています。

そこで、必要な政治的教養とは何を指すのか、また、北海道の学校教育において、政治的教養を育むためにどのような学習が行われるべきと考えているのか、併せてお伺いします。

最後に、義務教育学校についてです。

今年４月に砂川市では市内の全小中学校を統合した砂川学園が開校しましたが、道内では、現在、何校の義務教育学校が設置されているのか、また、今後、設置を予定または検討している自治体はどれだけあるのか、教育長に伺います。

今後、児童生徒数の減少が続く中、学校の適正規模や財政的な観点から、義務教育学校の設置を検討する自治体は増えるものと考えますが、設置の意義や教育課程について、教職員や保護者、地域の住民との議論と合意形成が欠かせません。

一方で、設置までの議論が不十分で、教職員間の意思疎通、通学範囲の拡大への対応、学年間の調整などにより、業務負担が増えたとの指摘や、前期課程における授業時数の取扱いが十分徹底されていないとの指摘もあります。

そこで、今後、義務教育学校の設置に当たり、道教委として、どう指導助言を行うのか、また、教育課程の編成や授業時数の確保についてどう対応するのか、併せてお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営に対する考え方についてでありますが、人口減少の進行や物価高騰の影響などにより、地域の皆様の暮らしや経済は多くの課題に直面する一方、エネルギー、経済、食料の安全保障の面などで、本道の重要性と存在感はこれまで以上に高まっていると認識をしております。

私としては、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先として、地域の実情を丁寧に把握し、ＡＩ・ＤＸ時代に即して、最新の技術や知見、内外の活力を取り込みながら、各分野におけ

る人手不足をはじめ、医療、福祉や生活交通の確保、地域の産業振興など、様々な課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組むとともに、本道が強みを持つ分野において、洋上風力関連産業の集積、半導体産業の人材育成、農林水産業のスマート化など、成長につながる未来への投資を積極的に進め、将来に向けて持続可能な地域づくりを目指してまいります。

次に、国際情勢による影響への対応についてでありますが、本道では、今般の中東情勢に伴う石油製品等の価格への影響や供給不足などにより、幅広い業種で不安の声が広がっており、不透明感を増す国際情勢を踏まえた多様なリスクに備えるとともに、こうした地域の声に適切に対応していくことが重要であります。

道では、今般策定した新たなグローバル戦略において、顕在化する多様なリスクへの対応強化を図ることとしており、海外展開におけるリスクマネジメントを習得する講座の実施や、有事の際の初動対応体制の整備を行っているほか、今月５日に経済対策推進本部会議を開催し、国において追加措置された交付金の活用について、私から、地域の実情を十分に把握し、必要な支援の検討を指示したところでございます。

道としては、道民の皆様や事業者の方々への影響緩和に向け、必要となる対策を早急に取りまとめ、本定例会に提案するとともに、引き続き、刻々と変化する中東情勢や国の政策動向を注視しながら、知事会とも連携し、国に対し、対策の充実強化を求めてまいります。

次に、人口減少への対応についてでありますが、先月公表された令和７年国勢調査の速報では、本道の総人口が70年ぶりに500万人を下回るなど、依然として厳しい状況にあり、中長期的に避けられない人口減少に正面から向き合い、対応していくことが必要です。

私としては、人口減少問題を道政の最重要課題と位置づけ、各地域の実情に応じ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、食やエネルギーをはじめ、地域の強みを生かした産業や雇用の場の創出、高校魅力化の支援等を通じた若者や女性に選ばれる地域づくりなど、人口減少の緩和に向けた取組とともに、多様な主体による地域コミュニティーの維持や、持続可能な行政運営に向けた市町村間の広域連携の促進など、人口減少社会への適応に向けた取組を同時に進めることにより、人口が減少する中にあっても、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域づくりに粘り強く取り組んでまいります。

次に、行財政運営に関し、まず、生成ＡＩ等の活用についてでありますが、高度化、複雑化する行政課題に対応するため、道では、今年度、高度な生成ＡＩを活用した新たなシステムの導入に向けた環境整備に着手することとしています。

生成ＡＩは、業務改善や道民の皆様へのサービスの向上に資するものである一方、事実と異なる情報の提示や、個人情報の不適切な利用、知的財産権などの侵害といった危険性も指摘されていることから、こうした点についての認識を組織全体に浸透させるため、理解促進に向けた研修を行うほか、生成ＡＩの利用に係る規程やガイドラインを見直すなどし、安全かつ適正な運用を確保してまいります。

また、新たなシステムの運用に当たっては、情報システムだけではなく、様々な行政分野の職

員の専門的知見も活用しながら、必要な機能の検討を行い、道の業務実態を反映したものとなるよう、取組を進めてまいります。

次に、指定管理者制度についてでありますが、制度の導入から20年が経過する中、近年、施設の老朽化が進むとともに、人手不足など、施設運営をめぐる社会経済情勢に大きな変化が生じています。

道では、こうした変化に的確に対応するため、このたび、施設の整備など魅力向上に資する多様な提案の評価、サービス向上につながる自主的な取組範囲の拡大、専門人材の確保に資する運営や、物価高騰への対応促進など、指定管理者の柔軟な発想を施設運営に一層反映できるよう、次期更新に向けた規則等の見直しを行ったところであります。

また、人件費や光熱費といった運営経費の上昇分について、翌年度の負担金に反映する仕組みを令和６年度に導入したところであり、引き続き、この仕組みを着実に運用することで、住民サービスの維持向上を図ってまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、まず、公立・公的医療機関への支援等についてでありますが、昨今の物価高騰や人件費の増加などにより、医療機関の方々の経営を取り巻く環境が厳しい状況にある中、不採算医療を担いながら、多くの地域で中核的機能を有する公立・公的医療機関等においても、その経営状況は大変厳しいものと認識しています。

このため、道では、これまで、全国知事会とも連携しながら、物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や、財政措置の充実について、国に対し、要望してきたところであり、今般、診療報酬への物価対応料が導入されたほか、地方交付税措置の充実も図られたところでございます。

道としては、地域の医療機関の方々が、それぞれの機能や役割を担いつつ、安定的に経営できるよう、中東情勢を踏まえた物資等の確保への対応も含め、医療機関の方々の経営の実情も伺いながら、地域医療介護総合確保基金などを活用した支援を行うとともに、引き続き、国に対し、必要な財政措置の充実等を要望するなどして、持続可能な医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、医療機関における個人情報の取扱いについてでありますが、道では、これまで、国が策定した、個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、医療機関が個人情報を取り扱った情報機器を廃棄する際、個人データを復元不可能な形に消去することのほか、廃棄業務を委託する場合、委託契約の中で個人データの取扱いを明確に定めることなど、適切な取扱いについて周知してまいりました。

また、今般の事案を踏まえ、国から個人情報漏えいの防止策の徹底について通知が発出されたことを踏まえ、道では、道内の医療機関への周知を図り、機器を廃棄する際の担当者の立会いや、委託事業者における廃棄手順、再委託の内容を確認するなど、適切な廃棄に関し、改めて一層の注意喚起を行ったところです。

道としては、今後とも、医療法に基づく立入検査時や、医療安全に関する研修会など、様々な

機会を通じて、各医療機関で適切なセキュリティー対策が確実に実施されるよう強く働きかけてまいります。

次に、子ども政策の推進についてでありますが、道では、昨年度からスタートした北海道こども計画を全庁を挙げて推進するため、先月、こども政策推進本部を開催し、計画に盛り込んだ指標の中間点検を実施したところであり、取組が順調な施策については、引き続き、着実に推進するとともに、計画期間中の目標達成に向けて、取組を加速すべき施策について検討を進めることとしたところであります。

今後の計画推進に当たっては、毎年度、推進本部において、全庁的に進捗状況の点検評価を行うとともに、こども施策審議会での御意見や、本道の未来を担う子どもたちや若者の声をお聞きし、施策の見直しを行いながら取組を進め、本道の全ての子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、建設政策に関し、まず、公共工事における原油高騰等への対応についてでありますが、本道の建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害対応など、地域の安全、安心を支える役割を担う重要な産業でありますが、足元では、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰により、建設資材の価格上昇や出荷制限などが発生しているとの声を聞いており、こうした状況が長期化すると、入札の不調、不落の増加、工期の延期や工事費の増加等が懸念されています。

道としては、各事業間で調整を行うなど、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き、最新の資材価格や燃料費等を適切に反映した予定価格の設定を行っているところであります。

また、資材価格の著しい変動が生じた場合に契約額を変更するスライド条項の運用や、工期の柔軟な延長等について適切に対応するほか、市町村に対し、こうした取組を再周知するなど、公共工事の円滑な執行に取り組み、地域の守り手となる建設業の持続的発展に努めてまいります。

次に、気候変動を踏まえた治水対策についてでありますが、道では、近年の豪雨等による災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、気候変動の影響を考慮した対策への転換が必要と認識しており、河道掘削や遊水地整備、防災教育などのハード、ソフトが一体となった治水対策を流域全体で行う流域治水を進めてきたところであります。

こうした方針の下、昨年度からは、気候変動による降雨量の増大を考慮した治水計画の見直しを順次行うほか、浸水エリアや発生頻度を示したリスクマップを作成するなど、国や市町村等と連携しながら、水害に強いまちづくりを進めているところであります。

道としては、引き続き、流域のあらゆる関係者の皆様と協働し、河川整備をはじめとした流域治水を進め、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

次に、経済と雇用政策に関し、まず、賃上げに向けた取組などについてでありますが、道内の賃金は上昇傾向にあるものの、物価上昇に追いついておらず、実質賃金はマイナスとなっており、さらに昨今の中東情勢による物価高騰などの影響を受け、道民の皆様の暮らしや中小・小規模事業者の方々の経営環境は一層厳しさを増している中、道内における持続的、構造的な賃上げの実現には、その原資の確保に向けた適切な価格転嫁と生産性の向上が必要です。

このため、道では、北海道政労使会議の構成員の皆様と連携しながら、発注側企業が、取引条件のしわ寄せ防止などを代表者の名前で宣言するパートナーシップ構築宣言の普及と、補助金審査での加点といった宣言企業への優遇措置の実施に取り組むとともに、経営相談や専門家派遣のほか、事業者の方々の業務効率化につながる設備導入や販路拡大、新商品開発などを支援しているところであり、こうした取組を通じ、事業者の方々の稼ぐ力の向上を図り、持続的な賃上げの実現につなげてまいります。

次に、物価高対策についてでありますが、本道では、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の高騰、供給不足など、道内においても影響が顕在化し、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営も厳しい状況が続いているものと認識しています。

こうしたことから、道では、経済対策推進本部会議を開催し、私から、さきの定例会で措置した物価高対応緊急経済対策を迅速かつ着実に執行するとともに、先般、国において追加措置された重点支援地方交付金について、地域の実情を十分に把握し、必要な支援を検討するよう指示したところでございます。

道としては、引き続き、刻々と変化する中東情勢を注視しながら、国とも連携した燃料油や石油化学製品の流通の円滑化に向けたきめ細かな対応などに努めるとともに、地域や幅広い分野の方々の声、さらには、道議会各会派の皆様からいただいた御要望などを踏まえ、道民の皆様や事業者の方々への影響の緩和に向け、必要となる対策を早急に取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、ＩＲについてでありますが、道では、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向け、有識者懇談会を開催し、ＩＲ整備の意義や北海道ＩＲの方向性について、メリット、デメリットの両面から検討を重ね、このたび、世界との交流拠点を北海道に創出するとともに、北海道の経済産業の成長、道民の皆様の暮らしの豊かさの向上を目標とし、北海道の価値を生かし、持続可能で安全、安心に責任を持つＩＲを基本理念として素案を取りまとめたところであります。

今後、道としては、ＩＲの可能性検討に当たっては、道民の皆様の理解が重要との考えの下、北海道におけるＩＲの方向性や、現在のギャンブル等依存症に対する対策、地域課題解決のための納付金の活用策などを論点とし、引き続き、有識者懇談会で議論していきます。

また、事業者の方々や市町村に対し、素案に記載した立地条件を含め、必要性や可能性、実現性といったＩＲに関する考えをお聞きするなどし、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、ＩＲに関する基本的な考え方の成案を次期定例会にお示しできるよう、着実に検討を進めてまいります。

次に、エネルギー政策等に関し、まず、エネルギーの効率的な利用についてでありますが、電力需要は、家庭部門では人口減少などにより減少傾向にあるものの、産業部門では、データセンターや半導体工場の新増設等により、増加が見込まれており、その削減に取り組むことは、限りある資源を有効的に活用する意義があると認識しています。

こうした中、国では、エネルギー消費効率の改善を進めていくため、半導体の省エネルギー性

能の向上や光電融合などの最先端の技術の活用を推進していくとしております。

また、道では、エネルギー消費の効率化につながる省エネルギー設備の導入を支援するとともに、道総研と連携し、道内企業の技術開発、製品開発などの技術的なアドバイスを行うほか、消費電力が減少するとされている次世代半導体といった新たな産業の集積など、ＤＸ・ＧＸ産業の振興を図っているところであり、道としては、こうした取組を通じ、エネルギーの消費の効率化を進めてまいります。

次に、泊発電所についてでありますが、原発の安全性の確保については、規制責任を担う原子力規制委員会において、新規制基準に基づき審査、確認を行うことが重要であり、その結果についても、原子力規制委員会自らが責任を持って説明を行うべきものと考えています。

また、原子力災害時において、住民の皆様の避難や屋内退避などの防護措置を確実に行うため、放射線防護施設の整備は重要であると認識をしており、地域の実情や要望を踏まえながら、国による必要な予算の確保を求め、今年度も５施設の整備に着手しているところでございます。

なお、国の防災基本計画では、複合災害が発生し、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取ることを基本としています。

道としては、引き続き、関係町村等と緊密に連携協力し、放射線防護施設の整備や実践的な防災訓練に取り組むなど、防災対策の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、交通・物流政策に関し、まず、北海道新幹線の札幌延伸についてでありますが、道では、これまで、開業遅れに伴う道民の不安や懸念の払拭に向けて、開業時期の早期明示や地方負担の軽減等について国などに要望を行うとともに、北海道新幹線札幌延伸推進会議を開催し、まちづくりや地域経済への影響といった地域の切実な声を伝えてきたところでございます。

道としては、国の成長戦略において本道が大きな役割を果たしていくためにも、早期の開業が必要不可欠であるとの認識の下、先般、北海道新幹線建設促進期成会において取りまとめた、札幌延伸による経済波及効果などの調査結果を踏まえ、国に対し、新幹線の必要性を強く訴えるとともに、開業遅れに伴う影響を緩和する包括的な支援に向けた協議を進めていくなど、一日も早い完成、開業に向けて、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

また、こうした中、新幹線の軌道敷設工事に係る談合疑い事案が明らかとなり、私としては、国などにおいて、まずは、事案の全容解明とともに、今後の建設工事への影響が最小となるよう最大限に取り組んでいただくことが重要と考えています。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、持続的な鉄道網の確立に向けて、これまで、鉄道活性化協議会を中心に、本道の鉄道網の重要性や役割について発信しながら、オール北海道で利用促進の取組を進めるとともに、各線区においても、線区内フリーパスの販売など、アクションプラン及び実行計画に基づき、様々な取組を行ってきており、黄線区における今後の協議においては、地域でこれまで進めてきた取組などを踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが極

めて重要と認識しています。

道としては、黄線区における抜本的改善方策の取りまとめに向けては、沿線自治体の皆様の考えや意見の把握に努め、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いながら、ＪＲや沿線自治体の皆様とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

次に、物流の確保に向けた今後の取組などについてでありますが、国においては、官民での取組の成果により、2024年度に見込まれていた輸送力不足をおおむね克服し、物流の機能を維持できているとする一方で、本道特有の課題として顕在化しつつある、長距離輸送の一部が受託できなくなるといった、事業者の方々を取り巻く厳しい状況も踏まえ、今後、担い手不足が深刻化する中、必要な物流機能を維持するための施策の具体化、深度化が必要との認識の下、北海道交通政策総合指針の重点戦略を検討してきたところでございます。

道としては、重点戦略の推進を通じて、道民の皆様の暮らしや経済を支える物流ネットワークが社会基盤として十分機能するよう、中継・共同輸送やモーダルシフトなどの輸送の効率化や、商慣行の見直し等を通じた労働環境の改善といった、物流事業者の方々の負担軽減などを図ることを念頭に、国や物流事業者、関係団体の方々等と連携し、持続可能な物流体制の確保に向け取り組んでまいります。

次に、環境等政策に関し、まず、ヒグマ対策についてでありますが、春期管理捕獲は、ヒグマの捕獲のみならず、人への警戒心の植付けや、人材育成を目的として実施しておりますが、この春は、雪解けが早く、実施が難しかった地域も多かったと伺っており、今後、課題や成果等を検証することとしています。

道では、令和６年にヒグマ管理計画を改定し、削減目標の設定による個体数管理とゾーニング管理などの方策を掲げ、人の生活圏やヒグマの生息地等、ゾーンに応じた管理を行う中で、春期管理捕獲や問題個体の捕獲、農作物被害の防除対策などに取り組んでまいりました。

本年度は、関連予算を増額したところであり、国や市町村等との連携を強化しながら、ＡＩを活用した捕獲支援や出没情報の一元化等の対策とゾーニング管理を効果的に組み合わせるほか、ヒグマの生息環境にも配慮した森林施業を推進するなど、人とヒグマのあつれきの低減に向け、実効性の高いヒグマ対策を迅速かつ着実に進めてまいります。

次に、再エネの導入についてでありますが、道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、適切に実施されることが重要と認識しており、違反事案を踏まえ、昨年11月、太陽光発電事業を検討する事業者の方々に対する私からのメッセージを発信したところであります。

メッセージの内容は、再エネ事業を検討している事業者の方々に対し、周知するとともに、関係法令の運用を見直し、違反には、中止命令を含め、厳正に対処することとしたほか、国にも必要な法整備などを求めているところであります。

また、太陽光パネルの使用後処理について、道では、これまで、道総研と連携して排出量の推

計などを行ってきたところであり、太陽電池の廃棄の抑制等を目的に今国会で可決された法律に関して、今後制定されるリサイクルの基準などについて注視しながら、その推進を目指す道内の民間コンソーシアムとも連携し、リサイクル体制の構築に取り組んでまいります。

道としては、今後とも、こうした取組を通じ、動植物を含めた自然環境や生活環境の保全、景観への配慮など、地域との共生を大前提とした再エネの導入を図ってまいります。

次に、第１次産業の振興に関し、まず、酪農・畜産経営に対する支援についてでありますが、本道の酪農・畜産は、飼料等の高止まりに加え、中東情勢の緊迫化が続く中、燃油や石油由来の生産資材の価格が上昇するなど、厳しい経営環境にあるものと認識しております。

これまで、道では、物価高騰などへの緊急対策として、飼料価格の高騰や優良後継牛の確保に対する支援を講じてきたところであり、生産者の皆様からは、経営の安定や継続に大きな効果があったという評価をいただいているところであります。

道としては、今後とも、本道の恵まれた土地資源を生かした、外的要因に左右されにくい酪農・畜産経営の確立に努めるほか、生産資材の価格高騰による経営への影響や国の動向を注視するとともに、国に対して、経営安定に必要な予算の確保や現場の実情を踏まえた制度の拡充を求めるなど、生産者の皆様が安心して経営を継続できるよう、必要な対応を検討してまいります。

次に、昆布の生育状況についてでありますが、道では、本年５月から６月にかけて、全道の漁業協同組合の皆様から生育状況に関する聞き取り調査を行い、養殖昆布については、おおむね順調に生育しているものの、天然昆布については、着生が平年より少ない地区や雑海藻が多く繁茂する地区が確認されており、盛漁期に向けて今後の生育状況を注視しているところでございます。

道としては、昨年３月に策定したコンブの生産安定対策に基づき、漁業関係団体や水産試験場の方々などと連携しながら、引き続き、海洋環境のデータを継続して観測するモニタリング体制の構築や、陸上で生育させた幼体を海中に投入する増殖手法の開発に加え、雑海藻の駆除による生育に適した漁場づくりや、高水温耐性を持つ昆布の育種に向けた試験研究を進めるなど、昆布の資源回復と生産の安定化に向けて取り組んでまいります。

次に、スルメイカ漁業についてでありますが、令和８年度のＴＡＣは、昨年の２万7600トンから６万8137トンへ増加し、このうち、小型スルメイカ釣り漁業への配分は5757トンから１万2609トンとなったほか、地域間の不公平が生じないよう、前期、後期に分けた期間別管理が導入されました。

また、北海道沖で６月１日から解禁された小型スルメイカ釣り漁業は、漁獲量が極めて少なく、昨年に続き、初競りが中止となるなど、漁業経営や加工原料の確保に大きな影響が生じていると認識しております。

道としては、来遊状況を、適宜、漁業関係者の皆様に情報提供を行うなど、道総研水産試験場や関係団体の方々と連携し、漁業者の皆様が安心して操業できるよう取り組んでまいります。

次に、原木の供給力強化などについてでありますが、道内への大規模な木材加工工場の進出

は、道産木材の需要拡大と付加価値向上が期待される一方で、地域の原木調達に影響を及ぼさないよう取り組む必要があります。

道としては、伐採、植林などの作業効率化を図るスマート林業の推進や、北森カレッジを核とした担い手の育成確保に取り組むとともに、原木供給力の強化に向けて、ハーベスタなどの伐採用機械や運材トラックの導入を支援することに加え、原木輸送に必要な路網整備を進めるほか、伐採後の着実な植林に向けて、コンテナ苗等の優良種苗の増産や、所有者の費用負担を軽減する道の事業により植林を促すなど、森林資源の循環利用を推進し、本道の林業の振興を図ってまいります。

次に、人権等施策に関し、まず、アイヌの方々に対する誹謗中傷についてでありますが、アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は、決して許されないものと認識しており、差別をなくしていくためには、アイヌの方々が歩まれてきた歴史や文化に関心を持っていただき、事実に基づいた正しい理解を深めていただくことが重要であります。

このため、道では、幼少期からの教育の充実を図るとともに、アイヌ文化を体験できるイベントや人権フォーラムを開催してきたほか、啓発冊子を配布するなど、差別や偏見の解消に向けた各般の取組を進めてきました。

道としては、今後も、アイヌの歴史や文化、差別の現状などについて、道民をはじめ、多くの皆様の正しい理解の促進を図るとともに、国や関係機関と連携しながら、あらゆる機会を通じ、差別的な言動を許さない共生社会の実現を目指してまいります。

次に、育成就労制度についてでありますが、本制度では、外国人の人権保護などの観点から、一定の要件の下で本人意向による転籍が可能となるものであり、外国人材の確保に加え、その定着に向けた取組をこれまで以上に進めていくことが重要です。

道では、これまで、現地送り出し機関への訪問などを通じて、北海道で働き、暮らす魅力を発信するとともに、日本語を学ぶ環境づくりや、民間住宅への入居を仲介、支援する団体等の周知に取り組むほか、道内企業を対象に、労働関係法令に関する理解を促進し、買物や医療機関の受診への同行といった、定着につながる取組を普及するためのセミナーを開催するなどしてきました。

道としては、今年度から、新たに外国人地域おこし協力隊を配置し、日本の制度、生活ルールなどを周知する活動に取り組むこととしており、引き続き、啓発イベント等を通じて、受入れ企業をはじめ、道民の皆様の共生意識の醸成を図りながら、外国人の方々が、地域の一員として、日本人住民の方々とともに、安全、安心に働き、暮らすことができる環境づくりを進めてまいります。

最後に、北方領土問題における他の自治体との連携についてでありますが、北方領土問題は国民全体の問題であり、多くの方々が領土問題に対する関心を持ち、返還要求運動に参加していただくことが重要です。

このため、道では、昨年８月と今年２月の強調月間には、内閣府と連携し、他都府県などへ署

名コーナーの設置を呼びかけ、その結果、全都府県及び全府省に設置されたところであります。

また、道内外で出前講座を行う高校の活動などを支援する北方領土プロジェクトＮを推進するほか、今年度、語り部活動の継承など、共通の課題を持つ沖縄県や広島市等で調査を実施し、返還要求運動の次世代への継承に取り組むこととしています。

道としては、今後とも、他都府県や関係団体との連携を深めるとともに、国内外の一層の世論喚起に向け、ＳＮＳを活用した効果的な情報発信などに努め、多くの方々が領土問題に対する関心を持ち、返還要求運動に参加していただけるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災、減災に関し、避難の実効性などについてでありますが、道では、地震、津波の被害のおそれがある市町村が、津波避難タワーなどの整備が進むことにより、必要となる津波避難計画の見直しに対し、専門家派遣などの支援を実施するほか、これまでの地震・津波対応や訓練などにより明らかになった課題の検証を踏まえ、防災情報システムのマニュアル改正等を行うなど、避難の実効性が確保されるよう努めてきたところです。

また、毎年行っている防災総合訓練においては、厳冬期の大規模停電も想定し、町内会などの自主防災組織の参加の下、電源車による避難所への電力供給訓練や、通信途絶時における衛星インターネット回線の設置訓練などにも取り組んでいるところです。

道としては、今後とも、こうした課題解決に向けた取組を進めるとともに、市町村や防災関係機関と緊密に連携し、様々な想定の下、実践的な訓練を積み重ねながら、防災・減災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）災害時の燃料供給についてでありますが、道では、災害時における地域の燃料供給体制を確保するため、警察や消防の庁舎、災害拠点病院、福祉避難所などを重要施設と位置づけ、災害時に優先供給を行う防災協定を石油団体と締結しますとともに、毎年、燃料タンク等の施設情報の更新や、燃料供給のための情報伝達訓練などを行ってきたところでございます。

災害対応や物資輸送などの緊急車両については、国が指定するサービスステーション、中核ＳＳにおいて優先的に燃料供給を受けられることとなっており、道では、発災時に、事業者からの依頼に基づき、国に対して優先給油対象車両証明書の発行の要請を行うこととしております。

また、災害時に地域住民の方々への燃料供給を円滑に行うため、非常用電源を備えたサービスステーションを、道は地域サポートＳＳ、国は住民拠点ＳＳとして、道内1232か所指定しております。

加えて、市町村に対し、石油団体等やＬＰガス関係団体と災害時の供給に係る協定の締結を働きかけてきたところでありまして、石油団体等とは道内167市町村、ＬＰガス関係団体とは全て

の市町村がこうした協定を締結しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国や市町村、関係団体と連携し、情報共有や定期的な訓練などを行うことにより、災害時における円滑な燃料供給の確保に努めてまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）医療・福祉課題に関しまして、まず、児童相談所の一時保護機能の確保についてでございますが、児童相談所の一時保護は、緊急に保護を要する児童の安全を確保し、心身の安定を図り、必要な支援につなげるために重要な役割を果たしており、道では、児相の一時保護所での児童の受入れのほか、児童養護施設をはじめとした地域の社会資源を効果的に活用し、迅速かつ適切な一時保護に努めてございます。

こうした中、虐待対応件数の推移のほか、各児相の所管区域の広域性なども踏まえ、一時保護がより効果的に機能するよう、体制の確保を図っていく必要があると考えてございます。

このため、今般、一時保護件数が最も多い室蘭児相苫小牧分室において、同市内の民間施設に一時保護児童２名分の優先受入れ枠を確保し、本年７月から受入れを開始する予定であり、道といたしましては、こうした取組も踏まえ、引き続き、児童相談所における一時保護機能が十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、子ども政策に関する今後の対応についてでございますが、道では、こどもまんなか社会の実現に向け、今年度、妊産婦等への交通費助成の対象拡大などに取り組むとともに、社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むこととし、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保や食料支援に加えて、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信のほか、乳幼児等医療給付事業について、所得制限の撤廃を本年８月に実施できるよう検討を進めているところでございます。

また、道内人口の多くを占める札幌市とは定期的に意見交換を行い、これまでも、困難な状況にある若者や女性への支援などに関し、共同して事業を実施するなど、取組を進めてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、市町村と連携を密にしながら、本道の子どもたちが健やかに成長でき、誰もが安心して子育てできる地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）建設政策に関し、下水道の老朽化対策等についてでありますが、下水道施設は、道民の生活や社会経済活動を支える重要な社会基盤であり、損傷した場合には重大事故につながるおそれがあることから、計画的な老朽化対策が重要と認識しています。

このため、道では、さきの全国特別重点調査の結果を踏まえ、対策工事を速やかに実施するとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、定期的な点検、調査や、その結果を踏まえた修繕を実施するほか、北海道下水道耐震化計画に基づき、下水処理場の耐震補強などに取り組んできたところです。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を着実に進めますとともに、対策に必要な予算の確保について国に要望するなど、道民の安全、安心な生活が守られるよう、災害に強く、持続可能な下水道の構築に努めてまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部次世代社会戦略監青山大介君。

○経済部次世代社会戦略監青山大介君（登壇）ラピダス社の立地に係る全道への効果の波及についてでございますが、道内では、半導体関連産業の集積が進むとともに、国立研究開発法人産業技術総合研究所などの研究開発拠点の整備が相次いで発表されるなど、複合拠点形成に向けた動きが加速する中、ラピダス社立地の効果を全道に波及させることが重要と認識しております。

このため、道では、次世代半導体のユーザーとして期待されるＡＩデータセンターの道内各地への立地を推進するとともに、ロボット農機や遠隔画像診断など、本道の産業や暮らしにおける次世代半導体の活用に向けて、産学官連携の下、ユースケースの研究開発にも取り組むほか、担い手不足や鳥獣被害など地域が抱える様々な課題と、衛星データやドローンの活用などＡＩスタートアップが有する先端的技術とのマッチングを行い、道内各地の多様なフィールドを活用した実証、実装を進め、地域産業の生産性向上やＡＩ関連産業の創出などにより、本道経済全体の成長につなげるとともに、道民の皆様にその効果を実感していただけるよう取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）米政策についてでございますが、米は、食料安全保障の観点からも、国内で自給可能な主食として安定供給が求められており、国内有数の産地である本道が、消費者の理解を得ながら、農業者が再生産可能な所得を確保し、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このような中、国では、米価高騰の検証において、多様化する流通実態を的確に把握できなかったことや、政府備蓄米の放出が機動性に欠けるといった課題を明らかにし、食糧法の見直しなどの対応を進めているものと承知しております。

道といたしましては、米の需給と価格の安定に向け、国に対し、需給見通しの精度向上や備蓄米の適切な運用を求めるほか、資材価格の高騰による影響を注視しながら、北海道米の生産性向上や国内外での需要拡大と併せて、消費者をはじめ、幅広い方々の理解醸成に取り組むなど、生産から流通、消費に至る各般の施策を総合的に推進し、本道の稲作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）北方領土問題の情報発信についてでございますが、赤れんが庁舎は、道内外から多くの方々が訪れる施設であり、北方領土問題などの道政課題を伝える役割も担っておりまして、昨年７月のリニューアルに合わせ、北方領土の展示に関しましては、若い世代にも関心を持っていただけるよう、当時の状況の解説や領土問題に関する取組など、映像を活用した効果的な展示となるようにしたところでございます。

具体的な主な展示としまして、根室管内の高校生が制作した映像や、元島民の語り部の方々などの様々な動画が閲覧できるデジタルサイネージや大型タッチパネル式のモニターのほか、海外の方などが返還要求運動を応援する気持ちを表せる返還要求デジタルメッセージボードを設置いたしました。

道といたしましては、指定管理者が行う利用者満足度調査などを参考に利用者のニーズを把握し、展示室の紹介や、北方領土返還運動強調月間における効果的な展示の企画など、展示内容の充実に努めるとともに、幅の広い情報発信や啓発活動に取り組み、今後とも一層の世論喚起につなげてまいります。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）池端議員の御質問にお答えいたします。

まず、北方領土に関する学習についてでありますが、北方領土問題の解決は国民的な課題であり、特に、北海道においては、子どもたちが、北方領土について、見たり、聞いたりするなど、体験的に学びながら関心を高めることはもとより、他の都府県の子どもとの交流などを通じて、多面的、多角的に考えながら、正しい認識を身につけることは重要と考えております。

こうした中、道内では、各地の小学校が、他県の小学校とオンラインを通して、日本の最北端や最東端など領土の範囲について考察する学習を行うほか、根室高校の生徒が、他県の中学校等を訪問し、北方領土について説明する取組を行うなどしておりまして、道教委といたしましては、こうした取組の普及を図るとともに、引き続き、知事部局とも協力しながら、他の都府県の学校と連携した北方領土に関する学習が行われるよう支援してまいります。

次に、教育課題に関し、まず、学校における働き方改革についてでありますが、道教委では、各般の調査を通じて教員等の方々から寄せられた、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実や、小学校教科担任制の推進を求める意見等も踏まえまして、アクション・プランに掲げる取組を進めており、時間外在校等時間が年360時間を超える教員等の割合が減少するなど改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況にございます。

また、休憩時間にやむを得ず業務に従事している状況は早急な改善が必要と認識しており、学校等に対し、業務に応じた休憩時間の設定などの具体的な取組を周知するなど、休憩時間の適正な確保に努めております。

道教委といたしましては、時間外在校等時間の削減や休憩時間確保の取組も含め、次期アクション・プランの策定に向けた検討を進めており、学校の実情に応じた業務の精選や効率化を徹底するなど、働き方改革のさらなる加速化に取り組み、教員等がやりがいを感じながら働き続けることができる環境づくりを進めてまいります。

次に、教育における政治的中立性についてでありますが、研修旅行中に、未来ある高校生が貴い命を失うに至ったことは、誠に痛ましく、起きてはならないことと受け止めております。

このたびの文部科学省の判断は、当該研修旅行などでの学習において、様々な見解を十分に提示していたことが確認できず、特定の見方、考え方に偏った取扱いであったと考えられることな

どを総合的に勘案した結果であると承知しております。

また、政治的教養とは、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種制度についての知識、現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力などとされており、道教委といたしましては、生徒の考えや議論が一層深まるよう、様々な見解を示し、政治的中立性を確保しつつ、生徒が主体的に考え、十分な議論ができる実践的な教育活動を積極的に行うよう指導助言してまいります。

次に、義務教育学校についてでありますが、道内においては、本年５月現在、30市町村で40校の義務教育学校が設置されており、令和９年度以降は、30市町村で34校の設置が予定または検討されております。

義務教育学校の新設に当たりましては、教職員や保護者、地域の方々の意見や疑問に丁寧に対応し、理解を得ていくことが重要であり、道教委では、共通認識づくりのポイントなどの先行事例に関し、広く情報提供を行いますとともに、市町村からの個別の相談にきめ細かく助言いたしますほか、標準授業時数を大きく上回らない、児童生徒の学習進度に合った指導内容にするなど、児童生徒の実態、学校の指導体制などを踏まえた教育課程を編成、実施するよう指導助言し、義務教育学校の円滑な設置に向けた支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　池端英昭君。

○60番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事に、指摘を交え、再質問をさせていただきます。

まず、知事のリーダーシップについてです。

先ほど、知事は、何を重視し、どのような将来の道政ビジョンを描いているのかただしましたが、知事の言葉にしては事務的で、北海道の未来を切り開く強い意志や、国主導ではなく、北海道らしさを押し出した地方創生の思いが全く感じられませんでした。

ましてや、知事は、ＡＩ・ＤＸ時代に即して未来への投資を積極的に進めると答弁されましたが、本当に道民はそのことを一番望んでいるのでしょうか。

現下の人口減少や物価高を抑制し、医療や学校、地域交通を守り、自然や第１次産業を大切に育み、地域の暮らしや産業の苦悩に寄り添う堅実な政策が、今、最も必要と考えます。

改めて知事のお考えを伺いますが、その際、答弁に当たっては、知事自らの言葉で、北海道の現状と道政の進むべき方向を示すよう強く求めます。

また、２期目の公約達成度をはじめ、知事肝煎りのほっかいどう応援団会議の取組成果やゼロカーボン北海道の中間実績など、鈴木道政の成果が広く道民に認知されているとお考えでしょうか。最近は、果敢に得点を狙うというよりは、失点回避を優先している姿勢が目立ち、知事が一体何をどうしたいのかが不鮮明であり、政治的発信力も不十分です。

政策効果をどのように発信し、道民や事業者の皆さんの不安解消や希望にどうつなげていくのか、併せてお伺いをいたします。

次に、本道における人口減少の緩和や、人口減少社会への適応の取組について、先ほど、知事は、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、若者、女性に選ばれる地域づくりなど、対策の方向性を述べられていましたが、若者や女性が道外へ流出する原因など、道として十分な検証や分析がなされてきたのか、疑問が残ります。

仮に若者や女性に選ばれる地域づくりと言うならば、具体的に、どのような制度が必要で、どのような地域社会にすることが望ましいと考え、道として、どの程度、環境整備を進めてきたのか明確にし、人口減少に歯止めがかかっていない本道の現実に目をそらさず、政策の見直しを検討するべきではないでしょうか。

人口減少は、地方ほど課題が深刻です。国の制度ばかり頼りにするのではなく、地域住民との対話や意識調査などを通じてのニーズの反映や、地域特性を最大限生かした地方創生をしっかり進めることが重要と考えますが、改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、道業務への生成ＡＩ等の活用についてです。

知事の御答弁にもありましたが、現在、ＡＩがもっともらしいうそや誤情報を出力したり、無意識での著作権侵害など、いわゆるハルシネーションと呼ばれるリスクやトラブルが懸念されています。

先ほど、知事から、生成ＡＩのガイドラインを見直すなど、安全な運用の確保に努めるとしていますが、訴訟事例も増えており、最新情報のキャッチアップやアプリケーション同士をつなぐＡＰＩの的確な利用、ＮＧワードの設定など、誰がどのように行うのか、判然としていません。

管理ツールの徹底とともに、必要な人材確保やノウハウの更新に適宜努められるよう、これは指摘をさせていただきます。

次に、道の指定管理施設についてです。

指定管理者制度は、管理委託業務と異なり、公の施設の管理運営を包括的に委任し、料金設定や事業企画などに一定の裁量を持たせることができるがゆえ、人件費高騰や収支悪化の中でコスト削減が優先されると、人件費圧縮や非正規職員への依存が過度に進み、サービス水準の低下につながる懸念があります。

公の施設の運営は、住民福祉の増進が目的であり、採算性を優先するあまり、公共の福祉を支える意義が損なわれてはいけません。したがって、このような観点をおろそかにせず、運用指針等に基づき、適正な事業者選定と安定的な運営の確保に十分配慮するよう指摘いたします。

次に、地震・津波災害における避難の実効性についてです。

先ほど、対策の強化や充実に関する答弁がありましたが、その実効性については明確な回答がありませんでした。

道では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画が定められているところですが、道民の安全を確保するため、被害想定を踏まえた、より具体的な指標や目標を設定し、避難対策の実効性を担保するとともに、有事に備えた対策をいつまでにどの程度改善するかについて、さらなる見える化を検討するべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、道では、大規模な地震、津波を想定し、厳冬期避難や大規模停電にも対応した訓練を実施していますが、その実効性を確保するために、ＰＤＣＡサイクルの考え方の下、訓練結果や課題を各自治体や地域住民と共有し、避難行動の実効性向上につなげていくことが極めて重要と考えますが、併せて伺います。

次に、災害時における燃料確保についてです。

先ほどの答弁では、実際に全道各地で燃料が入手できるのか、また、必要量が確保されているのかが不明確でした。

そこで、市町村、圏域ごとの燃料必要量と供給可能量を記載した燃料供給計画を策定し、公表すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、大規模災害時に車両や瓦礫を撤去し、救援ルートを確保する国の道路啓開計画とともに、燃料供給計画と津波避難計画を連動させた、道民の命を守る厳冬期72時間実行計画を所管部横断的に策定すべきと考えますが、併せてお伺いをいたします。

次に、児童相談所の一時保護機能の体制整備についてです。

室蘭児相の苫小牧分室管内における一時保護について、苫小牧市内の民間施設に児童２名分の優先受入れ枠を確保し、７月から受入れを開始するとの答弁がありました。

一方で、道全体の一時保護件数の推移や道内の広域性などを考えれば、苫小牧分室管内だけではなく、ほかの児童相談所においても、長距離移送に伴う児童や職員の負担は大きな課題になっていると思われます。

道内の児童相談所における一時保護機能体制の充実を図るために、他の地域においても民間施設を活用する同様の対応を検討していく必要があると考えますが、改めて所見を伺います。

次に、気候変動を踏まえた治水対策についてでございます。

先ほど、知事から、流域治水の考え方の下、ハード、ソフトの両面の対策を進める旨の答弁がありました。

しかし、近年の降雨災害は想定を超える規模で激甚化、頻発化しており、本道でも短時間豪雨や線状降水帯による浸水、土砂災害のリスクが高まっています。

今回の答弁では、気候変動によるリスク増大を踏まえ、将来を見据えた河川整備や治水安全度の向上に向けた具体的な方向性が十分示されたとは言い難いものがあります。

今後は、降水量の増加を踏まえた河川整備計画の見直しや治水施設の機能強化、流域全体での雨水貯留・浸透対策を一層進める必要があります。また、浸水リスク等を踏まえた優先順位の明確化と必要な予算確保に向け、国との連携はもとより、知事自ら強いリーダーシップを発揮すべきであります。

道民の生命と財産を守るため、気候変動時代に対応した治水対策のさらなる強化を求め、これは指摘とさせていただきます。

次に、賃金の引上げについてであります。

先ほど、知事から、パートナーシップ構築宣言に対する補助金の加点優遇や新商品開発支援な

ど、企業側の施策について答弁がありました。

しかし、物価高騰や経済構造の問題などにより、職種によっては賃金改善が十分ではない現状や、中小企業や地方の会社で働く方々の賃金は、いまだ厳しい状況に置かれている実態があり、施策の効果が十分だとは言えません。

そこで、職種別や地域別における賃金格差をどう認識し、今後どのような対策が必要だと考えているのか、改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、物価対策についてです。

先ほど知事から答弁がありましたが、緊急対策にもかかわらず、対応が遅過ぎると言わざるを得ません。5500円の電子クーポン申請について、知事は、迅速に執行するよう指示をしたとのことですが、これは、今年の２月の第１回定例会初日に冒頭先議で決めた事業であります。

その後のシステム構築に時間を要し、結局、現時点においても道民の皆様の元へ支援が届いていないことを深く反省すべきだと思いますし、道民の方々からは、１世帯に5500円では十分な支援になっていないとの批判の声が多いことも付け加え、申し上げたいと思います。

その上で、今後の対策においては、物価高の影響を受ける幅広い方々への、真に欲する十分な支援が必要と考えますが、改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、ＩＲについてです。

基本的な考え方の要素から、さらに有識者会議を重ね、次期定例会に成案を示すとのことでしたが、申請は来年の５月から６か月間と決まっています。

開業までのプロセスによると、まずは立地自治体を決め、基本構想や実施方針、運営事業者の選定など、その先も決めなければならないことが山ほどあります。しかし、何より慎重に進めなければならないのは、道民の意見や地元の理解であります。

申請が始まってから半ば強引に進めることのないよう、丁寧に取り組むよう強く求め、これも指摘とさせていただきます。

次に、ヒグマ対策についてです。

人里や市街地周辺へのヒグマの出没を防ぐためには、個体数管理やゾーニング管理だけではできません。山にドングリなどの実りを取り戻すための気候変動対策、森林管理や農作物被害・耕作放棄地対策、住宅街にヒグマを寄せつけない取組など、ヒグマが生息する地域全体における、全庁一体となった重層的な取組を行うことを強く求め、指摘といたします。

次に、再生可能エネルギー導入と環境対策等についてであります。

再生可能エネルギー導入において、関係法令が遵守されることは当然のことであります。

しかし、先ほどの知事の答弁では、まるで法令さえ守れればよいと聞こえてなりません。

バードストライク、野生生物への影響、景観破壊のおそれ、低周波音による周辺住民への健康被害など、実際に上がっている道内の声を知事はどのように受け止めているのか、また、答弁にあった、動植物を含めた自然環境や生活環境の保全、景観への配慮、地域との共生をどのように担保し、取り組むのか、改めて知事の所見を伺います。

次に、米政策についてです。

先ほど、知事から、農業者が再生産可能な所得を確保し、需要に応じた生産、供給が重要との旨の答弁がありました。

しかし、足りないときには増産を求めながら、本年産米は需要下振れや民間在庫の揺り戻しから50万トン規模の生産過剰が懸念されており、生産現場から見れば、猫の目農政と言わざるを得ません。

そこで、需要に応じた生産、供給は、どれぐらいの精度で、いつ判断するのか、改めて知事の所見をお伺いいたします。

また、国の需給見通しが度々修正される中、そのたびに翻弄されるのは生産者であり、本道が国の見通しに従うだけでは、生産者は、作付や農業機械への投資、担い手確保の見通しを立てることができないのは自明の理です。

道として、作付面積や在庫、流通、価格、輸入米、水活交付金見直しの影響を含めた独自の需給検証を行うべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

さらに、備蓄制度の見直しや流通の透明化、生産コスト支援を一体で進める緊急対策パッケージを国に強く求めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、酪農・畜産経営についてです。

先ほど、知事の講じた緊急対策について、生産者から大きな効果があったという評価をされているという答弁がありました。

しかし、プール乳価が上がっても、飼料、肥料、燃油、生産資材などの長引く高止まりもあり、農家所得は回復せず、離農に歯止めがかかっていないのが現実です。

６月の牛乳月間でＰＲをしていた知事ですが、本道の酪農家戸数が減少する中、これまでの支援によって離農をどれだけ抑制できたと考えているのか、実際に、飼料、肥料、燃油等、生産資材の負担はどれほど軽減されたのか、改めて知事の所見を伺います。

また、道として、生産者が安心して経営を継続できると言える状況をつくり出すため、経営安定化に向けた指標を設定し、取り組むべきと考えますが、併せてお伺いいたします。

次に、アイヌ政策についてです。

差別的な言動が相手の尊厳を傷つけることは、言うまでもなく、いかなる理由があっても許されるものではありません。しかしながら、現実には、差別や誹謗中傷が後を絶たない現状にあります。

知事が、いかなる場面でも差別的な言動は許せないものと言った以上、これからも断固たる姿勢で全庁での共有徹底に努めるとともに、道民全員が同じ認識に立つことができるよう、施策に尽力するよう強く求め、指摘とさせていただきます。

次に、育成就労制度における外国人の人権等についてです。

先ほど、外国人の住環境について、民間住宅の入居を支援する団体等の周知に取り組むとの答弁がありましたが、道としても、空いている道有施設の利用などを含めた住宅の確保が重要で

す。

また、日本語学校の整備促進や、外国人が劣悪な労働や生活環境に置かれることのないよう、受入れ企業への対応もしっかり行うことなどについて強く求め、指摘といたします。

最後になりますが、北方領土返還要求運動等については、道外他県でも積極的に取り組んでいるところもあり、当事者である道は最も積極的に取り組むべきという意見を伺っています。

具体的な提案として、知事の公用車へのラッピングやお土産袋でのアピールなど、様々な啓発のアイデアもいただいております。

また、赤れんが庁舎でのアピールについては、スペースに限りがあるのであれば、例えば、「北方領土の日」や強調月間の際に赤れんが庁舎での企画展を行うなど、工夫次第ではないかというふうに考えます。

こうしたことを踏まえ、情報発信のさらなる強化を求めますが、改めて知事の所見を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢等に関し、まず、道政運営に対する考え方についてでありますが、人口減少などを背景に、医療、福祉、生活交通の確保等、多くの課題に直面する中、私としては、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先として、ＡＩの活用などにより、暮らしや産業が変革していく将来の姿もお示ししながら、道内各地域の魅力を生かし、安心して暮らせる持続可能な地域社会づくりに取り組んでまいります。

また、これまで重点的に取り組んできたエネルギー、デジタル、食の分野において、多くの挑戦が各地で着実に具現化する中、こうした分野で我が国を牽引できるのはまさに北海道であり、今後とも、本道の優位性を生かした政策の方向性を分かりやすく発信し、道民の皆様の御理解と共感を得ながら、将来に希望が持てる、活力ある北海道を目指してまいります。

次に、人口減少への対応についてでありますが、道では、第３期北海道創生総合戦略の改訂に当たり、若者や女性の転出超過など、本道の人口動態を踏まえ、11大学300人以上の大学生や約200人の地域おこし協力隊の皆様から、若年層の道内定着に向け、必要な取組などについて御意見を伺い、総合戦略と関連施策に反映させたところであります。

今後とも、私自身はもとより、各部局や振興局などの職員も含め、様々な機会を通じて、地域が抱える課題やニーズをきめ細かく把握し、道の施策への反映に努めるとともに、総合計画と連動した政策評価の仕組みによるＰＤＣＡサイクルの下、地方創生タスクフォース会議や北海道創生協議会の枠組みを活用し、多様な御意見を伺いながら、総合戦略の効果的な推進を図ってまいります。

次に、防災、減災に関し、まず、地震・津波災害への対応についてでありますが、首都直下地震と同様に、被害が甚大で被災地域が広範にわたるおそれがある日本海溝・千島海溝周辺海溝型

地震について、道では、国が令和４年に策定した防災基本計画を踏まえ、想定される死者数を今後10年間で８割減少させるという目標などを設定し、進捗状況を国や市町村等と共有するなど、その達成に向けて、連携して取組を進めています。

また、道では、様々な想定の下、防災総合訓練を実施しており、訓練後の振り返りを通じて課題の整理、検討を行うとともに、過去の災害対応で明らかになった課題についても訓練シナリオに反映させながら、訓練内容の充実に努めてまいりました。

道としては、今後とも、市町村や防災関係機関の方々等と緊密に連携し、実践的な訓練や自助、共助の意識を高める防災教育を展開するなど、道民の皆様の命と暮らしを守るための防災・減災対策の充実強化に取り組んでまいります。

次に、災害時の燃料確保などについてでありますが、石油元売企業の各油槽所では、平時から、前年度の実績や国の予測を踏まえて算出した必要な量を備蓄し、燃料の確保に努めているものと承知しています。

道では、地域防災計画に定める石油類燃料供給計画に基づき、災害時の備えとして、道民の皆様や重要施設の管理者の方々に対し、車両や施設の燃料を日頃から確保するよう啓発を行っているところであります。

また、国や道では、タンクローリーなど災害応急対策に使用する車両が災害時に交通規制された道路を優先して通行できるよう、関係機関に対し、緊急通行車両の事前届出を促進するとともに、災害時には、非常用電源を備えたＳＳの情報提供を行っています。

道としては、引き続き、災害時における燃料供給体制について不断の見直しを行いながら、国や市町村、関係団体等の皆様と連携し、安定的な燃料供給の確保に努めてまいります。

次に、児童相談所の一時保護機能の確保についてでありますが、児童相談所の一時保護は、児童の安全を確保し、必要な支援につなげるために重要な役割を果たしていることから、道としては、各児童相談所の虐待対応件数や所管区域の広域性などを踏まえ、児童養護施設をはじめとした地域の社会資源も効果的に活用するなど、全道において一時保護機能が十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、経済と雇用政策に関し、まず、賃上げに向けた取組などについてでありますが、道内の賃金は、業種間で生産性や就業形態の違いなどから差があり、また、地域間では、労働需給バランスや集積する産業構造の違いなどにより差があることから、本道経済の持続的な発展や、働く方々の生活の向上に向けては、物価上昇を上回る賃上げを広く行き渡らせることが重要と認識しています。

このため、道では、事業者の方々の適切な価格転嫁と生産性の向上により、賃上げに必要な原資の確保を図るため、パートナーシップ構築宣言の普及や、業務効率化につながる設備導入等への支援はもとより、それぞれの業種や地域の状況を踏まえたきめ細やかな経営相談などにも取り組んでいるところであります。

私としては、今後とも、北海道政労使会議の構成員の方々と連携し、オール北海道で環境整備

に努め、物価上昇を上回る賃上げが実現できるよう取り組んでまいります。

次に、物価高対策についてでありますが、道では、支援策の検討に当たり、道議会各会派からの要望はもとより、実施してきた事業の効果検証のほか、企業経営者の方々を対象とした経営状況等の調査、業界団体の皆様からの要望、さらには、市町村や企業、生活困窮者の方々を支援する団体等へのヒアリングなど、幅広い立場の方々から御意見を伺い、支援ニーズの把握に努めてきたところであります。

道としては、今後の経済対策の検討に当たっては、限られた財源の中で、こうした支援ニーズに加え、その時々の社会経済情勢や国の政策動向などを踏まえながら、必要な対応に努めていくとともに、国に対しても、道民生活や経済活動への影響を緩和する万全の対策を実施するよう、繰り返し求めてまいります。

次に、再エネの導入についてでありますが、再エネの導入に当たっては、法令遵守はもとより、地域貢献も含め、地域の皆様の御理解の下、その事業が適切に実施されることが重要と認識しています。

このため、道では、独自の取組として、私の考えをメッセージとして発信し、その中で、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処、地域との共生が大前提といった３原則に加え、自然環境や生活環境の保全など、地域と共生する六つの要件を併せてお示しし、再エネ事業を検討している事業者の方々への周知に努め、その遵守を強く求めているところであります。

道としては、こうした取組を通じ、地域と共生する事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、米政策についてでありますが、道では、関係機関・団体の方々と連携し、全国の需給見通しに加え、産地の作付意向や北海道米の販売計画などを踏まえ、生産の目安を設定し、需要に応じた生産に取り組んでいるところであります。

道としては、今後、国に対し、需給見通しの精度向上や備蓄米の適切な運用を求めるほか、生産性向上や需要拡大と併せて、幅広い方々の理解醸成に取り組むなど、各般の施策を総合的に推進し、本道の稲作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

次に、酪農・畜産経営に対する支援についてでありますが、道がこれまで実施してきた飼料価格の高騰対策などについては、経営の安定や継続に大きな効果があったと評価をいただいており、厳しい経営環境にある生産者の皆様の負担軽減が一定程度図られたものと認識しております。

道としては、本年３月に策定した第９次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の実現に向け、本道の恵まれた土地資源を生かした、外的要因に左右されにくい生産基盤を構築するとともに、国に対して、経営安定に必要な予算の確保や制度の拡充を求めるなど、本道酪農・畜産の持続的な発展に取り組んでまいります。

最後に、北方領土問題の情報発信についてでありますが、領土問題は、北海道だけではなく、国民全体の問題であり、政府の外交交渉を後押しするためには、北方領土の返還を求める国内外

の世論を醸成していくことが重要です。

このため、道では、国内外の世論喚起や啓発活動の取組強化を国に求めるとともに、国や他都府県と連携した署名コーナーの全国展開、また、ＳＮＳを活用した幅広い情報発信や、英語、ロシア語など５言語による領土問題の発信に取り組んでいるところであります。

私としては、今後とも、北方領土の一日も早い返還実現に向け、国や他の自治体、関係団体の方々と一層連携し、創意工夫を凝らしながら、効果的な情報発信をはじめとする啓発活動を展開し、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　池端英昭君。

○60番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、指摘を交え、再々質問をいたします。

まず、知事のリーダーシップについてであります。

再質問においても、道政を牽引する知事から、政策のハットトリックを期待している道民に対し、やはり、強い意志や言葉が聞けず、とても残念な思いであります。

また、本道の未来づくりに資する知事の政治姿勢やメッセージを問う一丁目一番地の重要な質問に対し、知事は、経済循環や成長戦略などに偏った政策答弁を色濃く繰り返すのみで、生活弱者や年金生活者など福祉の観点が完全に抜け、置いてけぼりになっていることに不安さえ感じるところであります。

このままでは、競争力の弱い地域は、超高齢化や財政難などが進み、病院や学校など生活基盤施設が次々と失われ、まち機能の限界や衰退に拍車がかかるだけであります。何のために、なおみちカフェで道内各地を訪問しているのか、意味が分かりません。

何度も繰り返し申し上げますが、知事は、道政のトップとして、例えば、国の食料基地となるべく、持続的な農業政策の提言や、予算のかさ上げなどを政府や農水省に強く要望したり、観光産業の誘致、増強など、国家戦略に追随するばかりではなく、知事自らが先頭に立って、本道の魅力や発信力を高めつつ、政策ごとに国などへ抜本的改革を直接提言するぐらいの強い意思表明やリーダーシップを発揮してしかるべきと考えますが、改めて、知事の自らの言葉で所見をお伺いいたします。

次に、人口減少対策です。

この問題においては、出生率の増加や人口流出の抑制、関係人口の創出など、様々な施策を複合的に進めることが重要ですが、そもそも現代社会において、若者や女性も含めた労働人口の地域定着には何が必要なのか、地域コミュニティーの実態把握や検証、分析、ニーズの吸い上げなどをどのように行っているのか、また、超高齢化地域では、福祉インフラの維持管理や見守りをどのように進めればよいのかなど、地域の持続可能性や地方創生に資するこれまでの研究成果をどのように分析し、生活満足度の向上など地域定着のインセンティブをどのように図っていくのか、所見をお伺いいたします。

また、人同士の直接的なコミュニティーが希薄化し、それを望む人々も多いと言われている現状において、若者や女性に選ばれる地域づくりとは一体どういうことか伺うとともに、それに応じた具体的な施策の展開の方向性について所見をお伺いいたします。

次に、地震・津波災害における避難の実効性についてです。

先ほど、知事から、想定死者数を８割減少させる等の答弁がありましたが、具体的な対策や取組等について、何を、どこまで改善すれば目標を達成できると考えているのでしょうか。

やはり、各対策の指標等をさらに見える化し、目標の達成に向けて課題を明確にしながら取組を進める必要があると考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、道民の皆様に地域ごとの訓練結果や各対策の課題、改善状況を分かりやすく丁寧に公表し、避難行動の実効性を高めていくことが求められていますが、併せてお伺いいたします。

次に、児童相談所の一時保護機能の体制整備についてです。

本道は、広域分散であるがため、長距離移送の観点から、早急に一時保護できる体制を構築すべきであります。

児童虐待の事案は、いつ、どこで起きるか分からない、だからこそ、一時保護機能などの体制整備の充実を図り、計画的に進めていくべきと考えますが、再度、所見をお伺いします。

次に、賃金の引上げについてです。

先ほどの知事の答弁からは、物価高騰により、生活の不安や負担が増す中、厳しい経済環境の下で暮らす道民の切実な思いや現場感覚に寄り添う姿勢があまり感じられませんでした。

地域の賃金水準向上は、人口流出の抑制や産業の人材確保、さらに、消費の拡大を通じた経済の好循環を生み出す上からも重要な要素であります。

だからこそ、中小企業への支援などにより、賃上げの土壌をつくり、一層進めるべきと考えますが、改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、再生可能エネルギー導入と環境対策等についてです。

知事は、これまでも、道独自の取組として自らの考えをメッセージとして発信したと、再三、答弁されていますが、実態は、釧路での違法開発問題を受けて、当該市町村の二番煎じで、太陽光関連事業者に限定して法令遵守を訴えたメッセージであります。

本来であれば、太陽光に限らず、開発事業者や再エネ事業者全般に、関係規制を守り、環境保全に配慮するよう、より積極的に発信するべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、地域との共生を本気で考えるならば、自然が多い本道の特性を貴び、道独自の規制強化や積極的な監視策など、環境保全に係る取組姿勢を強く打ち出すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

次に、米政策についてです。

米の需要に応じた生産が極めて重要なのは言うまでもありませんが、昨今の米をめぐる問題は、国の示した需給見通しが外れたために起きているとも考えられます。

したがって、全国に誇る米生産基地である北海道自らが、生産者の経営安定を図り、安心して

米づくりを行える状況をつくるためにも、主体的な米の需給検証を行うべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、まさに今が苦しい経営状況に鑑み、国に緊急的な対策を求めていくことについて、より積極的に行動するよう、こちらは指摘をさせていただきます。

次に、酪農・畜産経営についてです。

先ほどの答弁では、経営安定化に向けた指標の導入について、明確な回答がありませんでした。

今後において、酪農・畜産農家戸数をどの程度維持していくのか、生乳生産量を何万トン確保するのか、経営所得はどの水準まで回復させるのか、それらの目標も示されずに、安心して経営継続できるわけがありません。

改めて、経営安定化に向けた指標の導入について、知事の所見をお伺いいたします。

最後に、北方領土返還要求運動等については、国民全体の問題であることは十分承知の上で、だからこそ、北海道が先頭に立って、全国の機運醸成を一層図るべく、先ほどもお話をさせていただいた様々な取組と効果的な取組を検討して進めていくよう、これは強く指摘をさせていただきます。

以上、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営に対する考え方についてでありますが、人口減少などを背景に、医療、福祉、生活交通の確保、農林水産業の振興など、多くの課題に直面する中、私としては、今後とも、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先として、市町村など多様な主体の皆様と連携し、地域の資源や魅力を生かした産業振興や担い手対策などに取り組むとともに、本道が強みを持つ分野において、我が国を牽引する本道の役割を国に主張しながら、成長につながる未来への投資を積極的に進めるなど、将来に向けて持続可能な地域づくりを目指してまいります。

次に、人口減少への対応についてでありますが、本道では、若者や女性を中心に、進学や就職を契機とする首都圏への転出超過が多く、また、高齢者が都市部へ移動する状況なども見られるところであり、首都圏との給与水準の格差のほか、地域の閉塞感やアンコンシャス・バイアス、日常生活機能の維持などが課題と認識しています。

このため、道としては、幅広い分野の施策を連携させながら、多様な人材が活躍できる環境整備や、地域資源を生かした産業振興と魅力ある雇用の場づくり、地域医療の確保などを進めることにより、若者や女性が、地域に愛着を持ちながら、その能力を発揮し、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めてまいります。

次に、防災、減災に関し、地震・津波災害への対応についてでありますが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、国は、防災基本計画において、令和４年度からの今後10年間で達成

すべきものとして目標を設定しており、道では、計画に盛り込まれた防災対策の進捗状況を国や市町村等と共有するなど、目標達成に向けて連携し、取組を進めています。

また、防災総合訓練については、実施結果や訓練に参加した住民等へのアンケート結果をホームページ上で公表するとともに、参加機関による振り返りで明らかになった課題の整理、検討を行い、次回の訓練に反映させながら訓練内容の充実に努めております。

道としては、今後とも、市町村や防災関係機関等と連携し、実践的な訓練を展開するなど、道民の皆様の命と暮らしを守るための防災・減災対策の充実強化に取り組んでまいります。

次に、児童相談所の一時保護機能の確保についてでありますが、道としては、各児童相談所の虐待対応件数や所管区域の広域性などを踏まえ、児童養護施設をはじめとした地域の社会資源も効果的に活用するなど、全道において一時保護機能が十分発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、経済と雇用政策に関し、賃上げに向けた取組などについてでありますが、道としては、持続的な賃上げを実現していくためには、賃上げに必要な原資の確保が大変重要と認識し、その確保を図るため、北海道政労使会議の構成員と連携し、適切な価格転嫁や生産性の向上など、賃上げしやすい環境整備に取り組んでいるところであり、こうした取組を通じて、物価上昇を上回る賃上げを実現し、本道経済の持続的発展や働く方々の生活の向上につなげてまいります。

次に、再エネの導入についてでありますが、再エネの導入に当たっては、法令遵守はもとより、自然環境や生活環境の保全をはじめ、景観や防災対策、地域貢献も含め、地域との共生を前提に事業が適切に実施されることが重要と認識していることから、道としては、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処に加え、地域共生に関するメッセージについて、再エネ事業を検討している事業者への周知に努め、その遵守を強く求めているところであり、こうした取組を通じ、地域と共生する事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、米政策についてでありますが、道では、関係機関・団体と連携し、全国の需給見通しに加え、産地の作付意向や北海道米の販売計画などを踏まえ、生産の目安を設定し、需要に応じた生産を進めており、今後とも、本道の稲作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

最後に、酪農・畜産経営についてでありますが、道では、本年３月に策定した第９次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画において、農家戸数や生乳生産量などの目標を示しており、その達成に向け、本道の恵まれた土地資源を生かした生産基盤を構築するとともに、国に対して経営安定に必要な予算の確保や制度の拡充を求めるなど、本道酪農・畜産の持続的な発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　池端英昭君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時51分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

伊東尚悟君。

○６番伊東尚悟君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、質問させていただきます。

中東情勢の緊迫化に伴う中小・小規模事業者への支援について伺います。

中東情勢の緊迫化により、原油価格や原材料価格の動向に対する不安が高まる中、道内の中小・小規模事業者からは、ナフサを原料とする資材の調達が困難になっているとの声が寄せられております。受注があっても、必要な資材を確保できず、仕事を受けられない、あるいは、納期の遅れから資金繰りへの不安を抱える事業者も見られるところであります。

道では、各振興局を通じて、地域の事業者や関係団体への聞き取り調査を実施していると承知しておりますが、現在把握している中東情勢による影響をどのように分析しているのか、また、ナフサをはじめとする資材不足や価格高騰について今後どのような見通しを持っているのか、伺います。

次に、資金繰り支援についてであります。

物価高騰に加え、資材調達の遅れや価格上昇が長期化した場合、事業継続に支障を来す事業者が増加することも懸念されます。こうした状況に対し、セーフティネット保証制度の活用や、道の中小企業総合振興資金の機動的な運用を含め、どのような支援を講じていく考えか、伺います。

最後に、政府は、現在の状況について、供給不足ではなく、流通の目詰まりが主な要因であるとして、中東情勢の影響に関する情報提供窓口を設置し、事業者から調達状況などの情報提供を受け、流通経路に直接アプローチを図り、その解消に取り組んでおります。

こうした目詰まり解消の取組について、道としてはどのように取り組むのか、考えを伺います。

道産木材の利用拡大について伺います。

長期化する物価高や、中東情勢の緊迫化に伴う石油関連資材の不足、価格の上昇などによる建設コストの増加を受けて、住宅着工件数は伸び悩み、今後も低迷が懸念されるなど、道内の木材需要を取り巻く足元の環境は決して明るいとは言えません。

このような厳しい状況にあっても、豊かに広がる本道の森林資源を次世代に引き継いでいくためには、着実に森林整備を進めるとともに、既に本格的な利用期を迎えているカラマツやトドマツなどの人工林資源を最大限活用し、本道の林業・木材産業の振興を図っていくことが重要です。

私の地元・釧路市においても、トドマツ材を利用する大規模木材加工施設が令和10年に操業を開始し、建築部材を生産するという発表がありました。道産木材を加工する道内の工場が生産活動を継続できるよう、道でも供給体制の強化に取り組んでいるところでありますが、出口となる木材需要の拡大にも取り組む必要があると考えます。

これまで、道では、「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ」ブランドを活用し、道産木材の良さをＰＲする取組を進めてきたことにより、住宅用の建築材について道産材へ転換する動きが見られるほか、公共施設はもとより、商業ビルなどの民間施設においても道産木材を活用した建築物が着実に増加しています。

こうした動きを加速させるため、道産木材のさらなる利用拡大に向けて、道としては今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

育成就労制度における日本語教育と地域共生体制について伺います。

令和９年４月から、育成就労制度が開始されます。技能実習制度は技能習得後の帰国を前提とした制度でしたが、育成就労制度では、特定技能への移行を見据えながら、外国人材を育成することが制度の目的として明確化されました。実習生から将来の地域産業を支える人材へと、その位置づけは大きく変化しています。

しかしながら、制度が本来の目的を果たすためには、幾つかの課題への対応が不可欠であると考えます。

その一つが日本語教育の問題です。

育成就労制度では、外国人材が入国後から育成就労開始前までの日本語能力として、Ａ１相当、すなわち、日本語能力試験Ｎ５程度が求められております。

しかし、北海道の建設業、製造業、介護分野などの現場では、安全管理や業務遂行の観点から、Ａ１レベルでは十分とは言えず、実際には、作業指示や安全指導を理解するため、Ｎ４相当以上の能力が求められる場面が少なくありません。

また、制度上は、試験合格だけではなく、日本語講習の受講によっても要件を満たすことができるため、実際の日本語運用能力が十分に担保されるのかという懸念もあります。現行の技能実習制度においても、日本語教育を受けたとされながら、ほとんど会話ができない状態で来日する事例が見受けられます。

事業者からは、特定技能への移行の面でも不安の声があります。技能実習から特定技能へ移行する際は日本語試験が免除をされておりましたが、育成就労からは一律でＮ４相当の試験合格が必須となります。３年以内にこのレベルまで育て上げることが、受入れ企業側の義務、連帯責任となります。３年間の育成就労期間が終わるまでにＮ４以上に合格できなければ、特定技能へ移行できず、帰国させるしかなくなり、企業にとっては、３年間かけて仕事を教えた貴重な人材を失うこととなってしまいます。

また、地方の中小企業には日本語講師も少なく、外国人に日本語を体系的に教えるノウハウはありません。日本語で話しかけていれば自然に覚えるだろうという従来のスタンスでは、文法や

筆記が含まれるＮ４試験の合格が難しいとされております。

日本語教育は受入れ企業が行うことが基本的な前提ではありますが、これまでより高い日本語レベルが求められることになり、一企業の努力では現実的に厳しいという声も聞かれます。こうしたことから、市町村、教育機関、国際交流団体、地域住民などが連携した地域ぐるみの日本語教育体制が必要であると考えます。

さらに、育成就労制度では、一定の条件の下で転籍が認められることになります。これは、外国人材の権利保護の観点から重要な制度改正でありますが、一方で、地方が時間と費用をかけて育成した人材が都市部へ流出する懸念もあります。人口減少が進む北海道においては、単に受け入れるだけではなく、地域に定着し、共に暮らし、共に地域を支える人材として受け入れる視点が重要であります。

育成就労制度の開始に向け、道としての課題認識を伺うとともに、北海道として、外国人材の地域定着を促進するため、地域における日本語教育をはじめ、住居支援、地域コミュニティーへの参加促進など、どのような施策を展開するのか、伺います。

半導体関連産業の振興について伺います。

ラピダス社は、昨年７月に２ナノメートル半導体のトランジスタ試作に成功し、2027年の量産化に向けて研究開発を進めており、国も、ＡＩ・半導体を、経済安全保障上、重要な戦略17分野に位置づける中、本年４月、同社に対し、6315億円を上限とする追加支援を承認し、支援額は累計で２兆3540億円となったところであります。

こうした中、道では、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを改訂し、ＧＸとＡＩや半導体・デジタル関連の産業政策を一体的に展開していく考えの下、道内の計算基盤やフィールドを活用して、ＡＩの実証、実装を進め、地域課題の解決により全道へ立地効果を波及させることとしておりますが、道央圏以外の地域からは、その効果を実感しにくいとの声も聞かれるのが実情であります。

半導体関連産業の集積効果を全道の地域産業の付加価値向上や暮らしの利便性向上に結びつけ、道民の皆様が実感できる成果としていくためには、道として、長期的な視点に立って、着実に全道への効果波及に向けた取組を進めていく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

商店街の振興について伺います。

地域商業の中核となる商店街は、地域住民の日常生活を支える商業機能に加え、地域コミュニティーの形成や交流の場として重要な役割を担うとともに、まちのにぎわい創出にも大きく貢献しております。

一方で、人口減少や少子・高齢化の進行、消費行動の多様化などにより、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、組合員数の減少や後継者不足、空き店舗の増加などの課題も生じております。

また、近年では、アーケードや街路灯などの共同施設については、老朽化が進んでいるものが

多く見受けられ、特に、アーケードについては、落下、倒壊等のリスクが懸念されるものの、更新や撤去は商店街単独での対応が困難となっているとの声も聞いております。商店街は、地域住民の買物の場としてだけでなく、地域コミュニティーを支える重要な社会基盤でもあり、こうした共同施設の問題は、重要な課題であると考えます。

道として、これまで商店街の振興にどのように取り組んできたのか、また、老朽化したアーケードをはじめとする共同施設への対応も含め、今後、商店街の振興にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

航空政策について伺います。

北米路線の新規就航について。

北海道の空の玄関口である新千歳空港は、本道の航空ネットワークの要として中核的役割を担っており、とりわけ国際線では、平成２年に大韓航空によります新千歳－ソウル線を皮切りに、東アジアを中心とする近距離路線に加え、東南アジア、オセアニアなど中長距離路線も着実に拡充され、日本の北の国際拠点空港としての機能を高めてきたものと認識しております。

こうした中、新千歳空港においては、本年12月から本道と北米大陸とを結びます国際定期便が週６便運航されることとなりました。本道と北米路線が直行便で結ばれることで、観光やビジネスをはじめ、幅広い分野における交流の拡大を通じて、本道経済の一層の活性化に資するものと考えています。

一方で、新千歳空港を発着する国際線の利用者は、インバウンドが中心で、道民による海外渡航は依然として低い水準となっており、今後の北米路線の継続運航や通年化に向けては、アウトバウンド需要を積極的に高めていくことが必要です。

特に、就航直後のアウトバウンド需要が不足しますと、路線の運休につながる懸念があることから、道民に対し、積極的な路線のＰＲを行うなど、利用促進を図ることが重要と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

本道と海外を結ぶ国際線は、新千歳空港を中心に着実に広がりを見せている一方で、地方空港においては、一部路線が運休する状況となっており、道央圏に集中するインバウンド需要を全道に波及させていくことが課題と考えます。

こうした中、函館空港では、今月、台湾との路線が増便になったほか、釧路空港では、来月から韓国とのチャーター便が運航されるといった動きも出てきています。

旺盛なインバウンド需要を広域的に分散していくためには、地方空港における国際線のさらなる充実を図っていくべきと考えますが、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

道の業務への生成ＡＩ等の活用について伺います。

政府は、昨年末にＡＩ基本計画を決定し、まず隗より始めよの観点から、政府自らＡＩを積極的、先導的に利活用するとともに、地方自治体における適正な利活用を促進することとしております。また、この計画では、全府省庁の約18万人の政府職員を対象に、生成ＡＩ利用環境を試験

導入するという大規模実証を行うとしており、行政分野におけるＡＩ活用は新たな段階に入っております。

本道においても、人口減少や人手不足が進む中、広域行政を担いながら、道民サービスを維持向上させていくためには、生成ＡＩなどのデジタル技術を的確に活用し、業務の質とスピードを高めていくことが重要であります。

道は、今年度、生成ＡＩを含む多機能型情報システムを整備し、生成ＡＩの活用に本格的に取り組むこととしており、これにより、業務の効率化や行政サービスの向上などが期待されております。

一方で、こうしたシステムは、導入しただけで成果が生まれるものではなく、職員の理解促進や習熟、活用事例の共有などを進め、日常業務の中で使いこなしていくことが不可欠であります。

多機能型情報システムの整備により、道は、どのような効果を見込んでいるのか伺うとともに、職員がこのシステムを最大限活用できるよう、どのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

子どもの居場所づくりについて伺います。

子どもは、家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全、安心な環境の下、様々な大人や、同年齢、異年齢の子ども同士との関わりの中で成長する存在であると考えています。

しかしながら、近年、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、子どもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、地域コミュニティーの中で育つことが困難となっており、個人のニーズに応じた多様な居場所が求められていると考えます。

こうした中、国では、今月９日に、高市総理大臣をトップとしたこども政策推進会議で、こどもまんなか実行計画2026を決定し、地域における子どもの居場所づくりを推進するため、参加の敷居を下げつつ、地域での肯定的な体験を増やす取組を充実させるとともに、既存の取組についても質の向上を図る方針が示されました。

子どもの居場所は、地域で自発的に運営されるものや、行政が主体となって運営されるもの等、多種多様な形態で運営されておりますが、自治体が主導となり、先進的な居場所づくりに取り組む市町村がある一方で、居場所のイメージづくりからスタートし、対応に苦慮している市町村もあると承知しています。

道は、昨年度、市町村における居場所づくりを推進するため、道内の実態調査を実施しましたが、この調査における内容と調査結果を伺うとともに、結果を踏まえ、今後どのように子どもの居場所づくりに取り組んでいくのか、伺います。

公立高等学校配置計画案について伺います。

道教委が６月２日に公表した公立高等学校配置計画案では、令和10年度の高校配置計画の変更として、釧路商業高校と釧路明輝高校を統合して新設する学校について釧路明輝高校の校舎を使

用することや、旭川工業高校について工業化学科を学級減するという案が示されました。

これらについては、昨年度の配置計画案でも同様の案が示されたところ、それぞれの学校の同窓会や地元の経済団体等から道教委に対して様々な要望が行われるとともに、昨年７月の地域別検討協議会においても様々な立場の方から御意見があり、その結果、道教委は、昨年10月に決定した配置計画において、釧路市内の再編校の使用校舎の決定と旭川工業高校の学級減について、その決定を１年先延ばしいたしました。

こうした状況に至った背景として、私は、まちづくりや地域人材育成において核となる施設である高校が、地元からなくなったり、縮小したりしてしまうことの危機感がこれまで以上に高まっている中、配置計画案を６月に公表し、９月に決定するという、従来どおりのスケジュールでは、地域の関係者から御意見を聞いた上で、御理解をいただくための十分な時間を確保することができなくなっている、その表れではないかと感じております。

今回、関係者の一定の理解を得た上で、改めて令和10年度の計画案を示していると思いますが、今後の高校配置に当たっては、これまで以上に時間をかけて、地域や産業界など地元の関係者からの御意見を伺うなど、より丁寧に進めていくべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

以上で質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）伊東尚悟議員の質問にお答えいたします。

最初に、中東情勢の緊迫化に伴う中小・小規模事業者への支援に関する今後の対応についてでありますが、先日、高市総理は、石油化学製品の供給面の課題について、川下の事業者の方々への対策を強化するため、プッシュ型による実態把握を行い、課題の解決に取り組むことを表明されております。

道としては、この機会を捉え、国において、政府の対応状況や施策に関する情報が規模の小さい事業者の方々にも十分行き届くことが必要と考えており、今月11日に開催された、中東情勢に関する北海道連絡会議において、私から、国の各機関に対し、積極的な情報発信を求めたところでございます。

道においても、こうした国の動きを踏まえながら、引き続き、プッシュ型での道内への影響の把握や、特別相談窓口での相談対応などを行い、庁内関係部局をはじめ、業界団体や関係機関の方々、全国知事会とも連携し、必要な対応に努めてまいります。

次に、道産木材の利用拡大についてでありますが、近年、環境保全への意識の高まりから、地球温暖化の防止に取り組む企業等が増加をしており、環境負荷の少ない道産木材の利用を促進していくことが重要であります。

道では、これまで、木材利用の意義をＳＮＳなどにより情報発信するとともに、道産木材の魅力を実際に体験できる「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の登録を推進しており、登録された建築物は141件まで増加したところであります。

道としては、「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」登録証に炭素貯蔵量を明記するなど、道産木材の利用効果の見える化に新たに取り組むとともに、工務店等が行う住宅見学会のＰＲや、道産木材を活用した建築物の建設費への支援を行うほか、原木供給力の強化に向け、路網の整備や先進的な林業機械の導入を支援するなど、企業や木材関係団体の皆様と連携しながら、木材の利用を一層促進し、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献をしてまいります。

次に、外国人材の定着に向けた取組についてでありますが、人手不足が深刻化する中、育成就労制度では、一定の要件の下で本人の意向による転籍が可能となることから、人材の定着に向けて、地域の一員として迎え入れ、共に暮らしていく環境づくりが重要であります。

道では、これまで、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供や、民間賃貸住宅への入居を仲介、支援する団体等の周知とともに、日本人と外国人が共に企画する交流イベントの開催を支援するなど、人材の定着につながる取組を進めてまいりました。

今年度は、新たに外国人の地域おこし協力隊を配置し、外国人材の困り事への対応や、日本語がより不慣れな方への学習サポートも行うとともに、引き続き、道として、多様な主体と連携し、道民に向けた共生意識の醸成を図る啓発イベントを開催するほか、庁内連携を密にし、各産業分野や地域課題も踏まえながら、日本人と外国人が地域社会の一員として互いを理解、尊重し、共に安全、安心に働き、暮らすことができる環境づくりを進めてまいります。

次に、半導体関連産業の振興に関し、全道への効果の波及についてでありますが、道内では、ラピダス社の立地を契機に、関連の製造拠点の立地に加え、最近では、国立研究開発法人産業技術総合研究所などの研究開発拠点の立地も決定し、道央圏を中心に半導体産業の拠点化が進展しています。

道では、ラピダス社の立地効果を全道に波及させるため、本道のポテンシャルを生かしてＧＸやＡＩ・ＤＸ関連の産業政策を一体的に展開していくこととし、長期的な視点に立って、半導体を利活用する産業の地方展開を目指した、再エネ電源の近傍へのデータセンターの誘致と、それに必要なデジタルインフラの整備促進、さらには、本道の多様な実証フィールドを生かした地域産業へのＡＩの活用促進や、ＡＩの実践的な導入をリードする自治体職員の育成を目的とした勉強会の開催などにも取り組んでおります。

道としては、こうした取組を通じ、農林水産業をはじめとした地域の基幹産業の担い手不足の対策、交通や除排雪、医療や鳥獣被害対策など、地域が抱える様々な課題について、ＡＩスタートアップが有する先端的技術とのマッチング等を通じ、その解決を着実に推進することで地域の持続的発展を支えてまいります。

次に、航空政策に関し、アウトバウンド需要喚起に向けた取組についてでありますが、国際線の安定的な運航を図るためには、経済、文化、教育など様々な分野でアウトバウンド需要を確保していくことが重要であります。

このため、道では、北海道エアポートや空港所在自治体等と連携し、道民の皆様の海外旅行を促進するためのイベントや、学校関係者の方々を対象とした教育旅行セミナーを開催するなど、

アウトバウンド需要の喚起に取り組んできたところでございます。

道としては、道民の皆様に、新規路線を広く周知するとともに、通年化につなげるため、官民連携による現地訪問を検討することをはじめ、海外の航空会社による道民の皆様向けプロモーションの推進や、米国、カナダの政府関係機関と連携した姉妹友好提携地域との人的交流を促進するなど、本道の国際航空ネットワークの充実に向けた取組を図ってまいります。

最後に、生成ＡＩ等の活用についてでありますが、人口減少が進む中、高度化、複雑化する行政課題に的確に対応し、今後とも道民サービスを維持向上するためには、デジタル技術の活用、とりわけ生成ＡＩの利活用が不可欠なものとなることから、道では、来年度の新たな情報システム導入に向け、今年度、その環境整備に着手することとしています。

このシステムの高度な生成ＡＩを利用することにより、業務環境の効率化、標準化による業務改善や働き方改革の推進はもとより、許認可手続の時間短縮や道政情報の機動的な発信など道民サービスのさらなる向上につなげ、そうした効果を最大限発揮していくことが重要であります。

このため、若手職員が参画するプロジェクトチームを活用し、多様な行政分野への効果的な導入方法を検討するほか、生成ＡＩを安全かつ適正に利用するための職員研修を実施するなど、本格導入に向けた環境整備を加速してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）初めに、中東情勢の影響についてでございますが、道では、主な関係団体や地域の事業者の方々を対象に、燃料油や石油化学製品の価格と供給の両面における足元の影響や、今後予想される影響などについてヒアリング調査を実施しており、道内では、価格の高騰に加え、様々な石油化学製品の供給不足などにより、幅広い業種で今後の事業活動に対する不安の声が広がっており、本道経済に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

こうした中、国では、今後の見通しについて、原油は調達先の多角化の進展により、来年度末まで安定供給が可能であるとともに、ナフサ由来の石油化学製品は年度を越えて供給継続が可能で、高騰していたナフサの国際価格は一時期より落ち着きつつあると説明をしており、道といたしましては、引き続き、刻々と変化する中東情勢や石油製品の流通動向を注視していく必要があるものと考えております。

次に、中小・小規模事業者の資金繰り支援についてでございますが、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の価格高騰に加え、供給制限や欠品が生じ、事業者の経営の悪化で資金繰りに影響が生じることが懸念されております。

このため、道では、４月に、国に対し、資金供給の円滑化を図るためのセーフティネット保証制度の充実などを緊急要望したところであり、国では、７月より、セーフティネット保証制度における対象業種を現行の520業種から583業種に拡充することにしたところでございます。

道といたしましては、国のセーフティネット保証制度に対応した低利な道融資制度の利用促進

や、特別相談室を通じた各種支援策の情報提供を行いますとともに、金融機関に対し、積極的かつ迅速な融資への柔軟な対応を要請してきたところでございまして、今後とも、刻々と変化する中東情勢の影響を踏まえ、国や関係機関と連携を図りながら、中小・小規模事業者の資金供給の円滑化に努めてまいります。

最後に、商店街の振興についてでございますが、道では、これまで、厳しい経営環境にある商店街の活性化のため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街のにぎわい創出や魅力づくりに向けた取組などを支援するとともに、優良な取組事例をはじめ、空き店舗活用に向けた市町村の支援制度や、物件情報の周知などに取り組んでまいりました。

また、商店街の共同施設の状況につきましては、商店街実態調査において把握に努めてきたところであり、とりわけ、アーケードについては、撤去や更新に多額の費用を要するため、全国的な課題となっておりますことから、商店街の老朽化した共同施設の整備や撤去に対する支援について、本年、新たに国に対して要望したところでございます。

道といたしましては、今後とも、商店街振興組合連合会が行う取組を支援しますとともに、引き続き、国に対し、必要な要望をするなど、国や市町村とも連携し、創業や事業承継への支援策も活用しながら、地域商業の活性化が図られるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）地方空港の国際化についてでありますが、地方空港における国際線の運航は、海外との交流拡大による地域経済の活性化に重要な役割を果たすものと認識してございます。

道では、これまで、北海道エアポートや自治体と連携しながら、新千歳空港に就航している韓国や台湾などの航空会社を訪問し、地方空港への就航を働きかけるとともに、就航後も利用者を確保するため、地方空港での海外旅行フェアの開催や地元情報誌でのＰＲなど、アウトバウンド需要の喚起に努めてきたところでございます。

道といたしましては、これまで以上に北海道エアポートや自治体との連携を深め、旅行会社を通じて海外への教育旅行や企業の研修旅行を促進するとともに、地方空港で国際線の運航実績がある航空会社に就航を働きかけるなど、地域のニーズを踏まえた国際線の充実に向けて取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）子どもの居場所づくりの取組についてでございますが、道では、昨年度、市町村における居場所づくりを支援するため、先進的な取組を行っている施設を訪問するなどして実態調査を行い、子どもたちの自主性や社会性が育まれるとともに、多世代の交流により地域の活性化が図られるといった効果や、持続可能な運営に当たっては、多様な子どもたちを受け入れるための専門的な知識の習得や、各方面からの財政支援の継続などが不可欠であるといった御意見があったところでございます。

道といたしましては、今般の調査結果により得られた知見を市町村と共有し、国の補助事業の

積極的な活用を促すとともに、運営者に対するコーディネーターの派遣による相談支援や、実践的な研修の実施などの取組を進めるほか、国に対し、子どもの居場所の多様な実態を踏まえた柔軟な財政支援を要望するなど、身近な地域において、安全で安心して過ごせる地域のニーズを踏まえた子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）伊東尚悟議員の御質問にお答えいたします。

高校配置に係る地域との協議についてでありますが、高校授業料の無償化に伴う生徒の進路動向や地域の状況など、高校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、高校配置に係る様々な課題について、市町村長や市町村の教育長、保護者の方々を含めた学校関係者の皆様のほか、産業界や地域の方々などから丁寧に御意見をお伺いすることがこれまで以上に重要と認識しております。

道教委では、これまで、年度当初と配置計画案の公表後に各通学区域で地域別検討協議会を開催してきており、今後は、これに加えまして、高校が担うべき役割や高校の魅力化、高校配置の在り方等について、年内にも地域とともに考える圏域協議の場を順次設けるなどいたしまして、地域や関係団体の皆様の御意見を早い段階からより丁寧に伺いながら、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　伊東尚悟君の質問は終了いたしました。

小林千代美君。

○３番小林千代美君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の小林千代美です。

通告に基づき、一般質問を行います。

半導体関連産業についてです。

まず、全道への波及効果について。

既に何回もこの質問を私は行っておりますし、たった今、釧路の伊東議員も同趣旨の質問がありました。各地域の議員が関心を持っている証左だというふうに感じております。

全道への経済波及は時間のかかることだと考えますが、最先端半導体産業が本道の強みを持つ分野だとしたら、その効果が全道に及ぶための仕掛けを、今から各地域でつくっていかなければなりません。

ラピダスは、今、第１工場で試作が成功し、2027年の量産開始に向けてプロジェクトが進んでおります。もちろん、２ナノ半導体の量産が成功するか、販売が堅調に進むか、難しいところは多々あると考えますが、ラピダス工場の立地を起爆剤とし、道内経済への波及効果を図ることは、道が、知事こそが取り組まなければならない重要な政策です。

北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの中に、北海道の目指す姿を描いたものがあります。例えば、路線バスが自動運転となり、地域公共交通を守っている姿、自動運転トラクターが活躍している姿、遠隔医療が利用でき、病気の予防ができている姿、人手不足や担い手不足を

補っている姿、各産業でＡＩ、ＤＸが展開されている将来の北海道の姿が描かれております。

これら全てにラピダス社の２ナノ半導体が利用されているとは言えません。しかし、このラピダスという起爆剤をどのように活用して地域の活力に生かすのかが求められると考えております。

ぜひ、その工程を知事がつくり出していただきたい。各地域と連携して、ここにいる全道各地から選出された議員の皆さんが納得できる、道内全体の経済への波及効果を具体的に示していただきたく、知事に伺います。

次に、産業集積と環境について伺います。

ラピダス社の立地を契機に、半導体の製造、研究、人材育成が一体となった複合拠点ができつつあります。新しい工業団地が計画され、企業が誘致され、関連産業の集積も始まっていますが、このような中、地域との共生をどのように行っていくのか、伺います。

開発行為を伴うものをはじめとして、工場の建設、企業誘致などに当たって、法令遵守は当然のことです。また、地域の理解、地域との共生が必要不可欠ですが、先ほどの我が会派の代表格質問の知事の答弁を聞いても、自然環境の保全や地域との共生が本当に図られるのか不安です。

地域の理解、地域との共生とはどういうことを指すのか、企業誘致と自然環境への配慮、地域との共生をどのように具体的に図るのか、伺います。

次に、ＰＦＡＳ対策について伺います。

有害性が指摘されている有機フッ素化合物 ―― ＰＦＡＳの一種であるＬＣ－ＰＦＣＡは、2025年、ＰＯＰｓ条約における規制対象物質に指定されました。日本でも、これを受けて、今年５月、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、以下、化審法と呼びますけれども、この法律で、第１種特定化学物質に設定されたところです。ＰＦＡＳ類は、１万種類以上が存在するとされていますが、そのうち、有害性があるとして設定されているものは、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの３種類に加えて、４種類となりました。

ラピダス社と道は水利用に関する協定を結んでおり、その中で、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳは、ラピダス社が、月１回、測定及び報告する項目と指定されております。

今回の設定を受けて、測定項目にＬＣ－ＰＦＣＡを加えるよう、協定の変更をすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、道が実施する千歳川におけるＰＦＡＳ調査について、今後、ＬＣ－ＰＦＣＡも調査対象とすべきと考えますが、認識を伺います。

ＰＦＯＳは、2009年にＰＯＰｓ条約で規制され、2010年に化審法で規制されました。ＰＦＯＡについても、2019年の条約での規制、2021年に化審法での規制となっています。ＰＦＨｘＳについても、2022年の条約規制の後、2024年に化審法で規制されております。今回のＬＣ－ＰＦＣＡは、昨年、条約での規制、今年、化審法での規制となりました。

このように、規制されると次の代替ＰＦＡＳが登場し、それが規制されるとまた次のＰＦＡＳが登場しといういたちごっこが繰り返されています。これからも、新しいＰＦＡＳが現れては規

制され、規制されては現れるということが続くでしょう。ならば、規制ＰＦＡＳ以外のＰＦＡＳも調査対象とすべきではないでしょうか。

台湾のＴＳＭＣ社の日本工場、ＪＡＳＭがある熊本県では、規制外のＰＦＡＳ類約250物質についても、河川、地下水において調査がされています。

私は、同僚議員とともに、昨年、熊本県及び菊陽町に視察に行き、担当の方から水保全に対する対策を伺ってまいりました。熊本県民は地下水に対して大変大きな関心を持っており、県は県の宝である地下水の確実な保全を図っているそうです。そのために、規制外物質も調査し、その知見を蓄積していくこと、ＴＳＭＣに対する監視なのではなく、問題がないなら問題ないと、正しい情報を県として出していくことを行っているというふうに伺ってきました。

道においても、規制ＰＦＡＳのみならず、規制外のＰＦＡＳについても調査の対象とし、道としての知見の蓄積を行い、問題がないなら問題ないと道民に対して言うべきではないでしょうか、知事の見解を伺います。

次に、困難な問題を抱える女性への支援について伺います。

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化し、2024年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、その基本理念は、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点が明確になり、女性支援の枠組みが大きく変わりました。また、民間支援団体との協働による支援が規定され、官民協働によるきめ細やかな支援も求められています。

道立女性相談支援センターでは、相談業務とともに、女性及び同伴者の一時保護、自立支援が行われておりますが、この在り方について伺います。

困難女性支援法には、保護を求める女性が「監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるもの」と規定されていますが、道の一時保護要領によると、中学生以上の男子を同伴して保護を求める人は受け入れないとあります。母親から分離された男児は児童相談所で保護されることもあり、道のこの要領は、母子分離を避けるという考え方に反する対応です。

また、ペットと一緒でなければ私は逃げられませんと、ペットの同伴を求める人もいます。今や、災害時の避難先でもペット同伴は求められています。中学生以上の男児やペット同伴で支援を求める女性は、民間支援団体が多く今引き受けています。

道の自立支援施設は、共同生活が求められますが、様々な工夫を凝らして、中学生以上の男児の同伴、道の動物愛護センターなどを活用してのペットの受入れなどで、保護を求める女性に応えられる体制をつくるべきと考えますが、認識を伺います。

道は、一時保護とともに、女性の自立支援施設を持っていますが、ここ数年、利用がほとんどない状況にあります。私たち会派の女性議員も、２年前の新法成立後、一時保護施設、自立支援施設を視察しましたけれども、そのときも自立支援施設に入所者はいませんでした。共同生活の場ですが、個室が備えられており、広いスペースが全く利用されておりません。せっかくの道の

施設が活用されていない状況です。

自立支援施設がほとんど利用されていない理由及び適切に利用されるための方策が必要と考えますが、認識を伺います。

一時保護の理念は、当事者の安全確保、心身の休息が目的とされ、支援期間は数日から数週間、道の一時保護要領によると、原則２週間とあります。一方、自立支援は、社会的、経済的自立を図ることが目的とされ、支援期間は個人の状況に応じて３か月から１年以上という中長期にわたるとされております。

このように、一時保護と自立支援は支援の在り方が異なるべきですが、一時保護、自立支援、それぞれの支援体制はどのようになっているのか。それぞれの相談、支援などのソフト面、生活空間や生活環境などのハード面における支援状況を伺います。

次に、道の相談体制について伺います。

女性相談支援員については、困難女性支援法に「職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。」とあります。困難女性の一時保護、自立支援のためには、女性相談支援員としてどのような能力及び専門的知識・経験が必要と認識しているのかを伺います。

また、この女性相談支援員５名は、全員が非常勤職員です。国の方針では、「女性相談支援員の任用に当たっては、（中略）支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意すること」が定められています。

能力と専門的な知識、経験を持つ優秀な人材が安定的に働くことができるよう、常勤職員とすべきですけれども、認識を伺います。

北海道では、ＤＶ防止法成立前から民間支援団体が被害者支援を行ってきました。2001年にＤＶ防止法が成立後、北海道では、行政と民間支援団体が全道的に協働し、民間支援団体は、一時保護では道のセンターの２倍近くの人数の保護を行っていること、道が活用できていない自立支援には大きな役割を果たしていること、中学生以上の男児やペットの同伴ができることなど、当事者に寄り添った支援を行っていることを評価します。

現在活用できていない自立支援部門を民間委託するなど、民間支援団体の知見を生かし、民間支援団体への支援の拡充に取り組むべきと考えますが、認識を伺います。

一時保護や自立支援を行っている民間支援団体は、道内８か所にシェルターを持ち、家族単位でマンションの一室を使っている現状です。このマンションは民間支援団体が借り上げているのですが、民間シェルターへの道からの補助金はいわゆる出来高制となっており、入所者がいなければ委託料はゼロで、家賃等の補助はなく、日常的な運営財源の獲得に苦しんでいます。

支援が必要な女性の多くを保護、支援している民間支援団体が安定的に支援事業に当たるための財政措置が必要と考えますが、知事の見解を伺います。

次に、女性に選ばれる地域社会について伺います。

地域における若年女性の流出が、人口減少の大きな理由の一つと言われております。女性が地

域から出ていく主な理由は、進学やキャリアの制限、親戚の集まりなどでの不当な扱い、地域社会での性別役割分担などと言われており、私たち女性が多く経験していることで、このような慣習を避けるために、若い女性は、しがらみのない大都市に転出していきます。

あらゆる分野で、このような無意識の思い込みや差別を解消する取組が必要で、取組の一つに女子中高生の理系分野への進学促進とあります。確かに、教育分野での男女差別を解消するために、この取組は必要ですが、高等教育を受けた、いわゆるリケジョが地域に戻り、そこで生活するためには、その能力を生かせる職場が地域になくてはいけません。教育対策のみならず、女性の力が地域で継続的に生かされる、ジェンダー平等の理念が生かされるための重層的な対策を伺います。

最後に、外国人との共生社会について伺います。

６月上旬、千歳市内で東南アジア出身の外国人女性が被害となる重大事件が発生をいたしました。事件発生現場は、私の自宅の５軒隣でした。この地域に住む被害者と地域住民との間にあつれきがあったわけではありません。しかし、町内会にも入っておらず、地域住民と被害者間の交流はなかったのが現状です。

私も、地元町内会の仕事をしていますけれども、この件をきっかけに、近所の町内会の役員さんたちと、全く接点がない、地域の外国人の方への声かけをどのようにしていかなければいけないか、こういう話をするようになりました。

北海道で働く外国人の就業環境対策には、この間、日本語を学ぶ環境づくりや、受入れ企業への取組、今年度からは外国人地域おこし協力隊を配置し、生活ルール等を周知するなど、主に当該外国人に対する施策が取られていることは承知しておりますが、一方で、共に暮らす地域住民に対する取組は十分ではありません。

今後、育成就労制度が創設され、外国人からも選ばれる北海道をつくるために、そのためには、外国人や雇用主への対策だけではなく、地域で外国人を温かく迎え入れるための、地域住民に対してのアプローチも必要です。

偏見をなくし、共生社会の醸成を図り、共に地域で暮らせる北海道をつくるため、地域住民に対する取組を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の質問にお答えいたします。

最初に、半導体関連産業に関する全道への効果の波及についてでありますが、ラピダス社の立地を契機に、道内においては、関連産業の集積が進むとともに、研究開発拠点の整備が相次いで発表されるなど、半導体の複合拠点形成の動きが加速しており、その効果を全道に波及させることが重要と認識しています。

このため、道では、本道のポテンシャルを生かして、ＧＸやＡＩ・ＤＸ関連の産業政策を一体的に展開する考えの下、半導体を利活用する産業の地方展開を目指し、ＡＩデータセンターの誘

致やデジタルインフラの整備促進、次世代半導体の社会実装を見据えたユースケースの研究開発のほか、本道の多様な実証フィールドを生かした地域産業へのＡＩの活用促進と、それをリードする自治体職員の人材育成などにも取り組んでいます。

道としては、こうした取組を通じ、農林水産業をはじめとした地域の基幹産業の担い手不足等、地域が抱える様々な課題について、ＡＩスタートアップが有する先端的技術とのマッチングを行うなどして、地域産業の生産性向上や暮らしの利便性向上を図り、本道経済全体の活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、女性相談支援センターにおける支援の在り方についてでありますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、多様で困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援の提供がこれまで以上に求められる中、道立女性相談支援センターは、配偶者暴力の被害女性の方々等を保護し、必要な支援を行う一時保護部門と、地域での生活が困難な女性の方々に対し、社会的自立に必要な生活指導などを行う自立支援部門による一貫した支援を行っており、重要な役割を担っています。

センターでは、一時保護部門において、確実な保護を確保する観点から、利用者の安全性や秘匿性に留意しているほか、自立支援部門においては、行政手続や通院等の同行支援など、利用者の皆様の置かれた状況に応じた支援に取り組んでおり、引き続き、効果的な支援が行われるよう、民間支援団体の方々などからも御意見をいただきながら、一時保護と自立支援の両部門の機能強化を図ってまいります。

最後に、外国人との共生についてでありますが、人口減少に伴い、道内で働く外国人材が地域の持続的発展に欠かすことのできない存在となる中、それぞれの地域で迎え入れ、共に暮らしていくことができる環境づくりを進めていくことが重要であります。

このため、道では、地域の取組を後押しするため、日本文化体験や防災ワークショップといった、外国人と日本人とが協働して企画運営する交流イベントの開催を支援するとともに、こうした積極的な交流事例を集めた先進事例集も作成してまいりました。

今後は、こうした先進事例が各地で展開されるよう、内容の充実はもとより、市町村や国際交流団体等の方々にプッシュ型で周知を図るほか、道が開催しているシンポジウムにおいて、地域の産業や暮らしの担い手として外国人材が幅広く活躍している様子を紹介するなど、日本人と外国人が、互いを理解、尊重し、共に安全、安心に働き、暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）企業立地における環境への配慮についてでございますが、工場建設に当たっては、立地場所や土地造成の有無、建築物の種類、周囲の環境などに応じて、法令や自治体の条例等により、様々な要件が定められております。

道では、企業立地におきましても、関係法令の遵守はもとより、地域との共生が大前提と考えており、道の企業立地補助金やＧＸ推進税制におきましては、環境関連なども含めた法令遵守の観点に加え、植樹活動など自然環境への配慮や、騒音、振動の抑制など生活環境への配慮といった観点からも、事業者に取組を求めているところでございます。

道といたしましては、こうした道の考えや制度を、事業者の方々にしっかりとお伝えし、必要な取組を促進することにより、地域との共生を進め、環境と経済の好循環につなげてまいります。

○議長伊藤条一君　経済部次世代社会戦略監青山大介君。

○経済部次世代社会戦略監青山大介君（登壇）新たな規制ＰＦＡＳへの対応等についてでございますが、道では、道民の皆様の安全、安心のため、ラピダス社の水利用協定に基づく自主測定項目や、千歳市と連携して実施しております千歳川でのモニタリング調査項目に、製造、輸入等が原則禁止され、国が水環境中の測定方法を定めております３種類のＰＦＡＳを設定しております。

こうした中、国では、ＬＣ－ＰＦＣＡについても、本年11月より、製造、輸入等を原則禁止するとの決定をしたところでございますが、現在のところ、指針値は定められておらず、その測定方法も示されておりません。

道といたしましては、国に対し、ＰＦＡＳに関する健康影響の知見の集積や評価指標の早急な検討などを要望しておりまして、今後、ＬＣ－ＰＦＣＡのほか、熊本県が調査しています規制対象外のＰＦＡＳにつきましても、国が指針値を設定するなど、新たな対応を示した場合、ラピダス社との協定や千歳川でのモニタリング調査について、同社や千歳市とも協議の上、必要な見直しを検討するなど、適時適切に対応をしてまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）困難な問題を抱える女性の方々への支援につきまして、まず、女性相談支援センターでの一時保護についてでございますが、センターは、ＤＶをはじめとした困難な女性の方々を保護するシェルターの役割を有しており、利用する全ての女性の安全が脅かされることのないよう、最大限の配慮が必要であることから、センターの利用に当たっては、中学生以上の男児の同伴やペットの同伴のほか、携帯電話の使用や飲酒、喫煙なども、安全確保や他の利用者の方々への配慮のため、認めていないところでございます。

道といたしましては、多様な人々が集団生活を行う施設として、一定の制限を設けることはやむを得ないものと考えておりまして、利用に係る制限の受入れが難しい方に対しましては、本人の希望や家族構成等に応じて、民間シェルターの利用を検討し、調整するなどの対応を行っているところでございます。

次に、センターにおける自立支援部門についてでございますが、センターの自立支援部門は、安定的な社会生活や日常生活が行えるよう、コミュニケーション能力の向上や調理に関する講習に加え、各種の行政手続等を行うための同行支援を実施するほか、退所後のアフターフォローな

どを行っておりますが、近年は、共同生活を敬遠する方や、センターに頼らず自立を目指す方々が増えているほか、一時保護の段階で居宅の確保や生活保護への移行支援が図られ、自立支援部門の利用に至らないケースもございます。

道では、センターの職員はもとより、民間支援団体の方々からも御意見を伺い、利用者が事前に施設見学を行うことを可能とするほか、入所後の支援内容の丁寧な説明に努めるなど、センターを利用しやすい環境づくりを進めているところでございます。

次に、センターの相談体制についてでございますが、女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であることから、社会福祉に関する知識はもとより、相談支援に関する専門的な技術や経験を持ち、任用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めることが必要でございます。

なお、道のセンターには、法令に基づき、大学等で社会福祉や社会保障など国が指定する科目を履修した社会福祉主事を常勤職員として配置し、相談対応の統括をしているところでございます。

次に、民間支援団体との協働に関しまして、自立支援部門の活用についてでございますが、いわゆる困難女性支援法の施行により、多様で困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援の提供がこれまで以上に求められる中、同一施設内で緊急時の一時保護から自立までの一貫した支援体制を確立できるセンターの役割は重要であることから、道といたしましては、支援調整会議等の場を通じ、関係機関の方々からも御意見をいただくなどしながら、自立支援部門の利用促進に取り組んでまいります。

最後に、民間シェルターへの支援についてでございますが、多くの民間団体は、財政基盤が脆弱であり、一時保護件数の増減によって委託収入額が変動するなど、運営面が不安定な場合もあると認識しております。

このため、道では、これまで、国に対し、単価の引上げなど国庫補助基準の充実を要望してきたところであり、毎年、補助基準額の増額が図られてきておりますが、民間団体の運営が安定するよう、施設維持経費に対する補助制度の創設も含め、財政支援の強化を、引き続き、国に要望するなど、困難な問題を抱える女性の方々に対する切れ目のない支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）女性の活躍に向けた取組についてでございますが、本道においては、進学や就職などを主な理由として、特に女性を中心に東京圏など道外への転出超過が続いており、女性が地域に定着するためには、安定的な所得が得られる就業の場の確保など、自らの能力を十分に発揮できる環境を関係者が一体となってつくり上げていくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、国、市町村、民間の方々などとの一層の連携の下、女性の就業率向上に向けた企業の支援体制の充実や、アンコンシャス・バイアスの解消のための、企業や地域を対象とした各種セミナーの開催、子育て環境の充実など、ライフステージの変化や多様な選択に応じた多岐にわたる施策を戦略的に講じることにより、女性の能力発揮に向けて実効性ある対策を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　小林千代美君。

○３番小林千代美君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁いただきましたけれども、再質問をいたします。

開発行為と環境対策についてです。

私は、ある特定の事例を定めて質問をしたわけではありません。今後、道内全体への波及効果を図ろうとすれば、各地域における開発行為は各地で起こり得ることです。

先ほど、企業立地においても、自然環境や生活環境への配慮といった観点からも事業者に取組を求めるとの答弁がありましたけれども、開発行為において道民の暮らしの安心、安全を守るため、知事はどのように進めるのかを伺います。

次に、ＰＦＡＳ対策についてです。

ただいまの答弁では、国が新たな対応を行った場合に、ラピダス社との協定やモニタリング調査の見直しを検討するということでありました。しかし、その姿勢では不十分です。

これまで、我が国では、水俣病をはじめとする公害問題において、科学的知見の蓄積や規制の整備が後手後手に回り、結果として被害が拡大をしたという苦い経験があります。環境行政において最も重要なことは、問題が顕在化してから対応するのではなく、将来のリスクを見据えて先手を打つことではないでしょうか。

ラピダス誘致は、国から求められて受け身で進められたものではありません。知事が自らトップセールスを行い、北海道の将来をかけて誘致を進めてきた国家的プロジェクトであります。だからこそ、環境監視まで国任せという姿勢では、道民の不安に十分応えることはできないのではないでしょうか。

ラピダス誘致を進めてきた北海道自身の責任として、国の規制や制度の改正を待つのではなく、規制対象外を含むＰＦＡＳ類についても主体的に調査分析を行い、独自の知見を蓄積する、全国をリードする環境監視体制を構築すべきだと考えます。

知事は、北海道がＰＦＡＳ対策において全国の先頭に立つとの決意を持って取り組む考えはないのか、伺います。

困難な問題を抱える女性への支援についてです。

女性相談支援員について、常勤職員として処遇改善に当たるべきと伺いましたが、答弁がありませんでしたので、改めて伺います。

法律で定められている、中学生以上の男児の受入れができない現状、道の自立支援施設がほとんど活用されていない状況は、改善が図られなければいけないと考えます。

保護を求める当事者のためにも、道の財産を有効活用するためにも、民間活力を利用して解決できるのではないでしょうか。例えば、行政と民間との役割分担、一時保護と自立支援の在り方の見直し等で、施設の活用と、当事者に一層寄り添った支援につながると考えますが、改めて伺います。

また、道立施設に入所できない女性の多くを民間シェルターが引き受けている中で、民間支援団体への財政的な支援の充実が必要なことを国に要望するだけではなく、道がしっかりと行うことの認識を改めて伺います。

以上、答弁によっては再々質問を留保し、私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の再質問にお答えいたします。

最初に、開発行為における地域との共生についてでありますが、土地の取得や造成から建築まで、開発行為を行う場合には、各段階に応じて法令などの適切な運用に取り組むことが重要であり、道としては、関係部局等との連携の下、自然環境や生活環境の保全、景観への配慮といった、地域との共生を大前提に、事業者の皆様に対応を促すなど、適切に取り組んでまいります。

次に、ＰＦＡＳ調査についてでありますが、道では、国に対し、ＰＦＡＳに関する知見の集積と情報提供の充実や、公共用水域等に係る評価指標の早急な検討などについて要望しているところであり、国が行っている科学的根拠に基づく対応策の検討状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、女性相談支援センターの相談体制についてでありますが、女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の方々にとっての相談窓口となり、関係機関の皆様と連携を図りつつ支援を行う者であることから、相談支援に関する専門的な技術や経験を持ち、任用後も研修などを通じて能力の向上に努めています。

なお、道のセンターには、法令に基づき、社会福祉主事を常勤職員として配置し、相談対応の統括をしているところであり、今後もセンターの機能が発揮できるよう努めてまいります。

最後に、民間団体との協働等についてでありますが、女性の方々を取り巻く問題が複雑化、多様化、複合化する中、同一施設内で緊急時の一時保護から自立までの一貫した支援体制を確立できるセンターの役割は重要であります。

また、道では、道内八つの民間支援団体にシェルターの運営を委託しており、引き続き、こうした民間団体等の方々からも御意見を伺いながら、全体として切れ目のない支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　小林千代美君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

６月22日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時16分散会